

第1章

生活安全の確保と犯罪捜査活動



第1節 最近の犯罪情勢とその対策

1 刑法犯

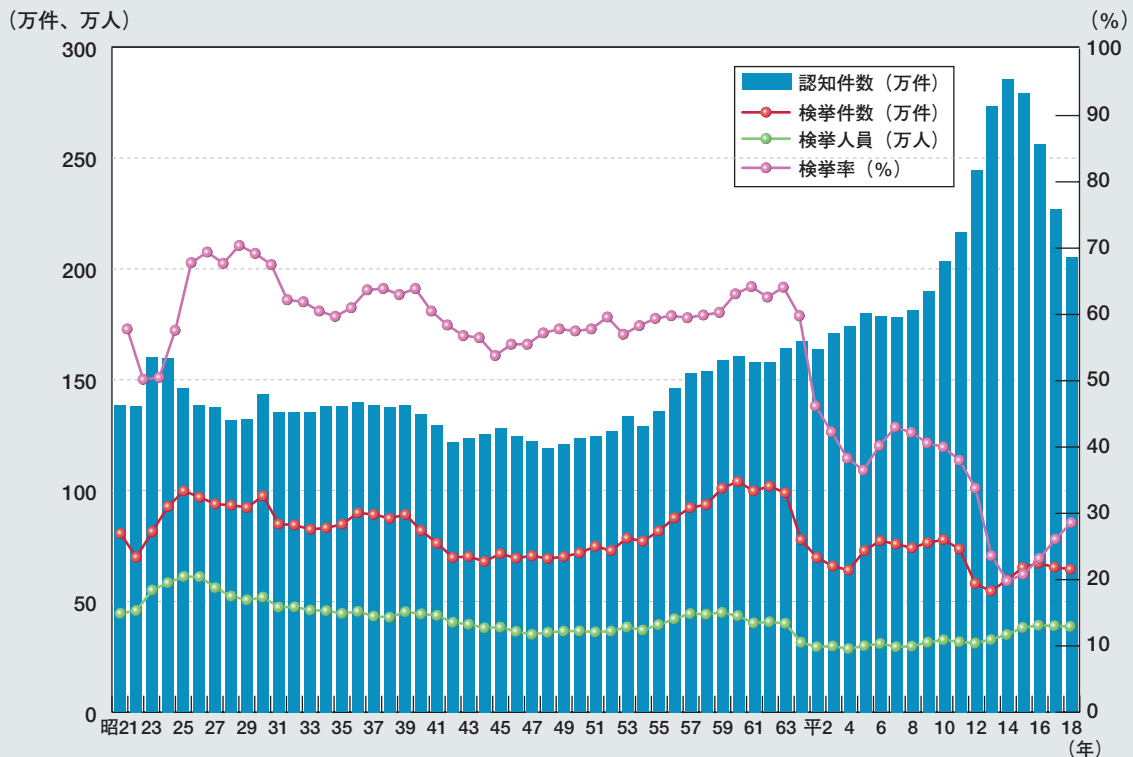
刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続けた。その後、15年から減少に転じ、18年中は205万850件と、前年より21万8,443件（9.6%）減少した。しかし、減少したとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代の1.5倍を超える水準にあることには変わりはなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、5年以降70万件台で推移していたが、12年には大きく減少して50万件台に落ち込み、13年も更に減少した。14年以降は毎年連続して増加していたが、再び17年から減少に転じ、18年中は64万657件と、前年より8,846件（1.4%）減少した。

刑法犯の検挙人員は、平成に入り30万人前後で推移し、13年以降は毎年連続して増加していたが、17年から減少に転じ、18年中は38万4,250人と、前年より2,705人（0.7%）減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、14年以降は連続して上昇し、18年中は31.2%（前年比2.6ポイント増）と、平成11年以来7年ぶりに30%台に回復した。

図1-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成18年）



刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）

区分	年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
認知件数 (件)		1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850
検挙件数 (件)		759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657
検挙人員 (人)		313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250
検挙率 (%)		40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2

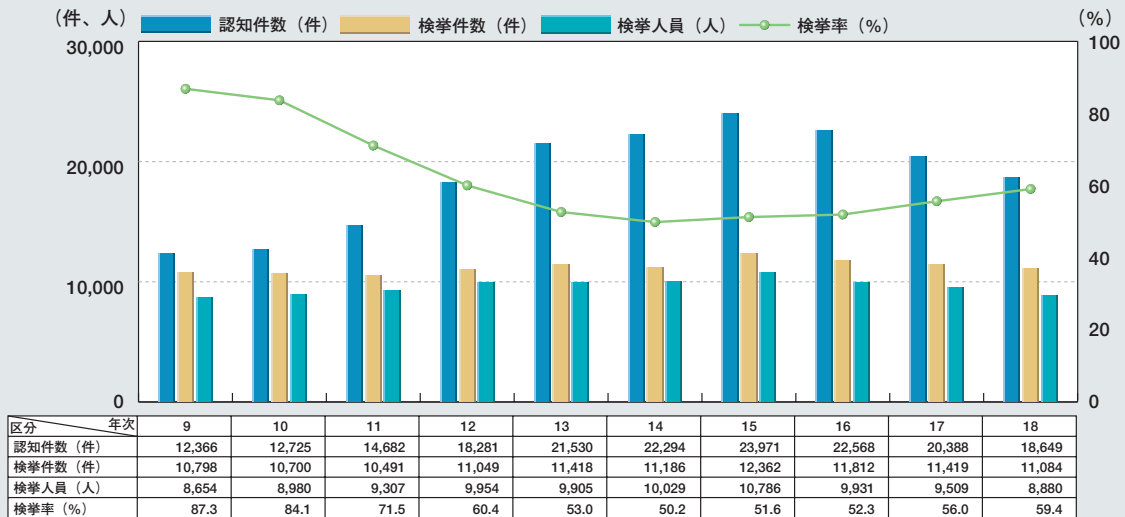
2 重要犯罪

(1) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注)の認知件数は、平成11年以降、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、18年も前年より減少した。

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員は、増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、18年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。

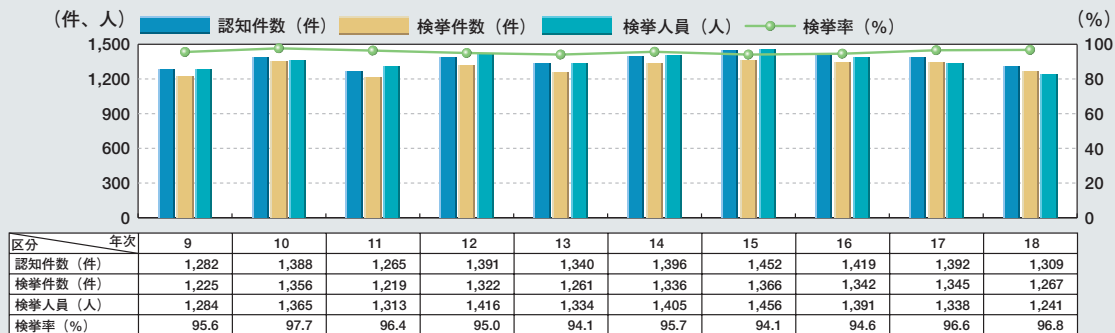
図1-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



(2) 殺人の認知・検挙状況

殺人の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、過去10年間大きな変化はない。平成18年中はいずれも前年より減少したが、社会の注目を集める凶悪な事件が続発した。

図1-3 殺人の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



事例

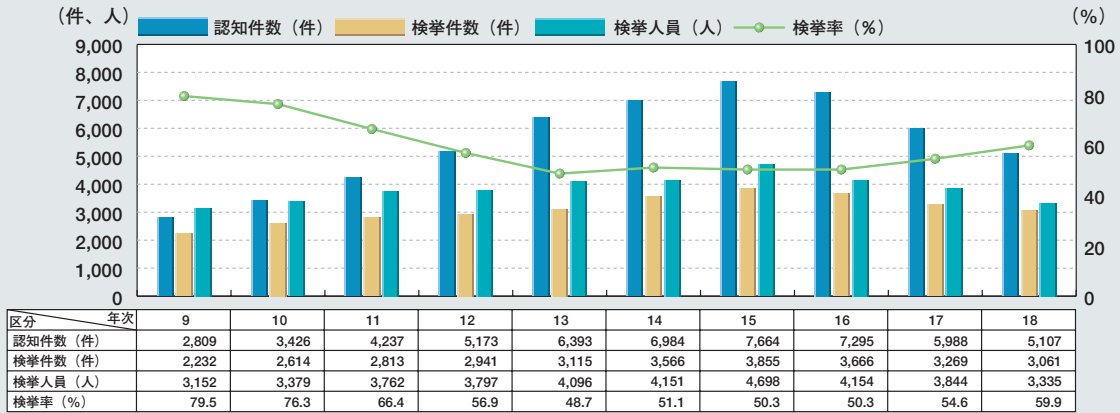
無職の男（41）は、18年3月、マンションの15階から、小学生の男児を投げ落として殺害したほか、同月、同様の方法で、他の小学生の男児等を投げ落として殺害しようとした。6月までに、殺人罪、建造物侵入罪等で逮捕した（神奈川）。

注：殺人、強盗、放火、強姦^{かん}、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

(3) 強盗の認知・検挙状況

強盗の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、平成8年以降増加していたが、16年から減少に転じ、18年中もいずれも前年より減少した。

図1-4 強盗の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



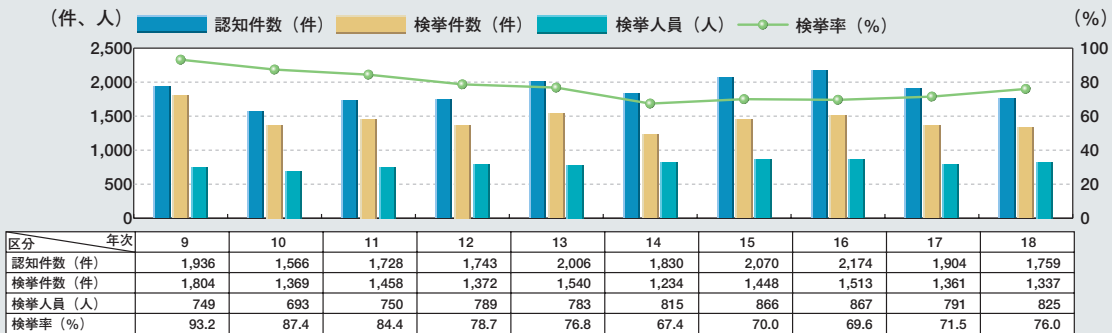
事例

無職の男（45）ら3人は、18年2月、東京都内の郵便局において、天井等に向けてけん銃を数発発射するなどして郵便局長らを脅迫し、現金約90万円を奪った後、同郵便局長にけん銃1発を発射し、傷害を負わせた。5月までに、強盗殺人未遂罪等で逮捕した（警視庁、神奈川）。

(4) 放火の認知・検挙状況

平成18年中の放火の認知件数及び検挙件数はいずれも前年より減少し、検挙人員は増加した。

図1-5 放火の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



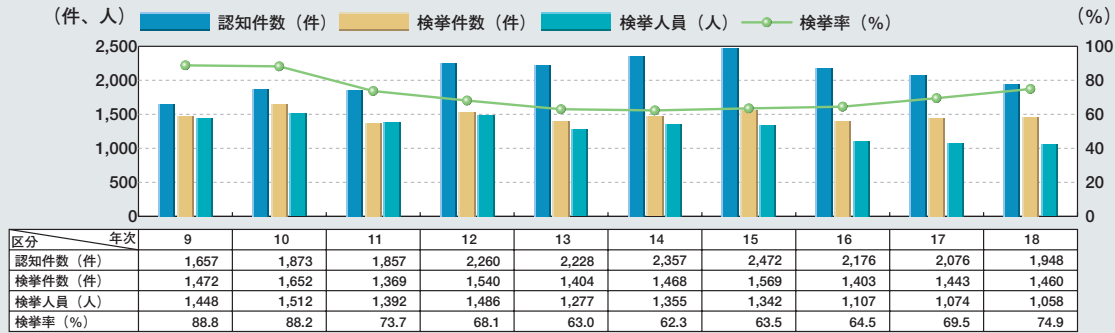
事例

男子高校生（16）は、18年6月、自宅に放火し、就寝中の家族3人を殺害した。同月、現住建造物等放火罪及び殺人罪で逮捕した（奈良）。

(5) 強姦の認知・検挙状況

強姦の認知件数は平成8年以降増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、18年中も前年に比べ、減少した。また、18年中の検挙件数は前年より若干増加し、検挙人員は減少した。

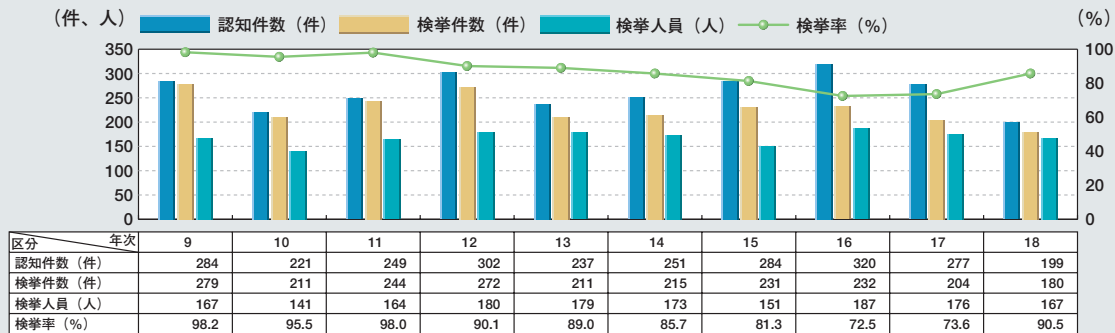
図1-6 強姦の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



(6) 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況

平成18年中の略取誘拐・人身売買の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、いずれも前年より減少した。

図1-7 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）

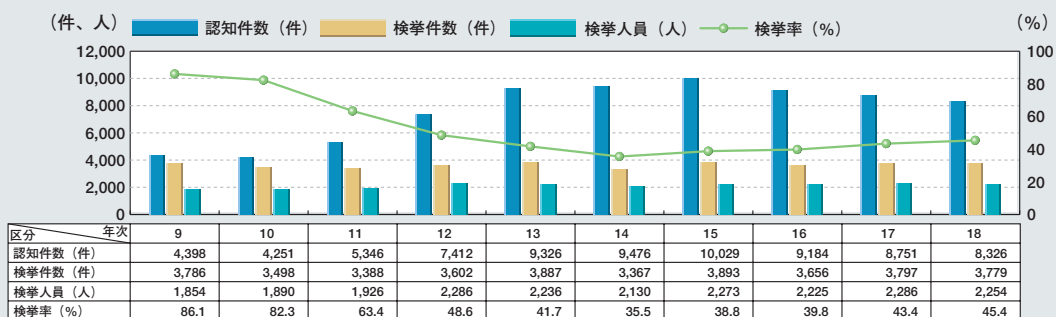


事例 中国人の男(29)ら3人は、18年6月、女子大学生を車に乗せて連れ去り、マンションの一室に監禁して、同人の家族に対して身の代金を要求した。8月までに、身の代金目的拐取罪等で逮捕した(警視庁)。

(7) 強制わいせつの認知・検挙状況

強制わいせつの認知件数は平成11年以降増加傾向にあったが、16年以降減少に転じ、18年中の認知件数も前年より減少した。また、検挙件数及び検挙人員もいずれも前年より減少した。

図1-8 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



3 街頭犯罪・侵入犯罪

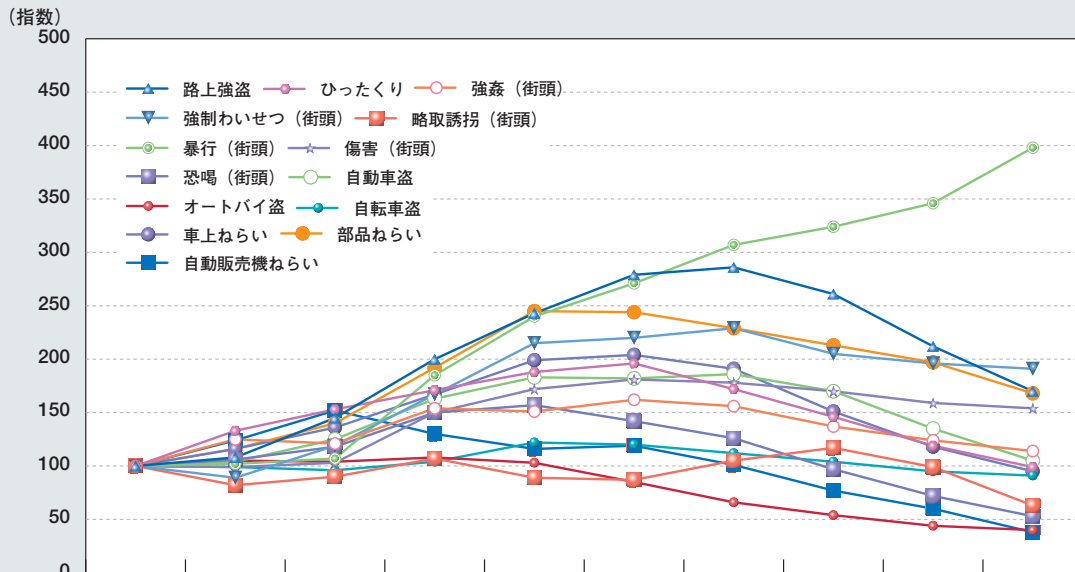
(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成18年中の主な街頭犯罪の認知件数は94万3,614件、主な侵入犯罪の認知件数は23万8,389件と、それぞれ前年より14万2,883件（13.2%）、4万3,110件（15.3%）減少した。

中でも、街頭における略取・誘拐、自動販売機ねらい、街頭における恐喝、自動車盗、路上強盗、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい、オートバイ盗、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入の認知件数は、いずれも大幅に減少している。

しかし、減少したとはいえ、街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあることに変わりはなく、過去10年間で、路上強盗は1.7倍、街頭における強制わいせつは1.9倍、街頭における暴行は4.0倍、侵入強盗は1.9倍、住居侵入は2.5倍と、それぞれ増加している。

図1-9 主な街頭犯罪の認知件数の推移（平成9～18年）

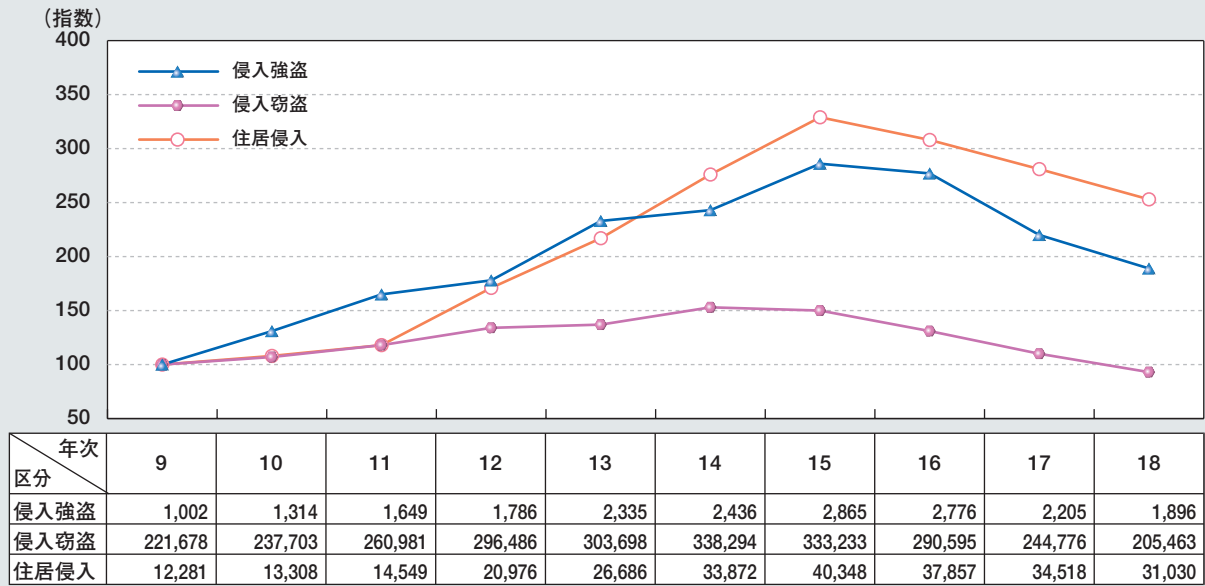


年次区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
路上強盗	1,034	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955	2,695	2,192	1,759
ひったくり	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017	26,828
強姦 (街頭)	535	668	648	825	806	869	832	732	663	612
強制わいせつ (街頭)	2,686	2,399	3,196	4,475	5,786	5,915	6,145	5,510	5,254	5,131
略取誘拐 (街頭)	202	166	181	216	179	175	213	237	199	126
暴行 (街頭)	4,722	4,801	5,051	8,734	11,352	12,814	14,477	15,319	16,332	18,816
傷害 (街頭)	11,306	11,157	11,687	16,965	19,400	20,465	20,098	19,218	17,961	17,373
恐喝 (街頭)	8,802	9,344	10,419	13,230	13,856	12,514	11,089	8,534	6,346	4,690
自動車盗	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058
オートバイ盗	234,649	246,364	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979	126,717	104,155	93,294
自転車盗	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104	388,463
車上ねらい	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594	205,744
部品ねらい	52,726	61,192	73,824	101,338	129,380	128,539	120,726	112,161	103,772	88,739
自動販売機ねらい	146,674	181,444	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878	112,965	88,180	55,981

注1：指数は、平成9年を100とした場合の値である。

2：街頭とは、道路上、駐車（輪）場、都市公園、空き地、公共交通機関等（地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内）、その他の交通機関（タクシー内及びその他の自動車内）及びその他の街頭（地下街地下通路及び高速道路）とした。

図1-10 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成9～18年）



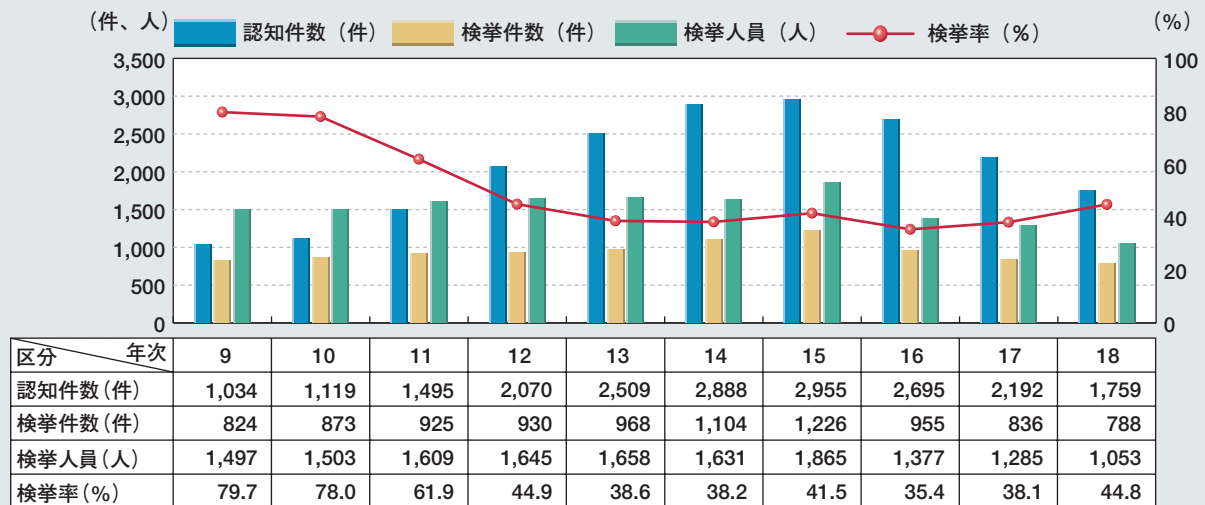
注：指数は、平成9年を100とした場合の値である。

（2）主な街頭犯罪の認知・検挙状況

① 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となった。しかし、16年から減少に転じ、18年中は1,759件と、前年より433件（19.8%）減少した。検挙件数及び検挙人員も、8年以降増加を続けていたが、16年から減少に転じ、18年中の検挙件数は788件、検挙人員は1,053人と、それぞれ前年より48件（5.7%）、232人（18.1%）減少した。また、検挙人員の約5割は少年である。

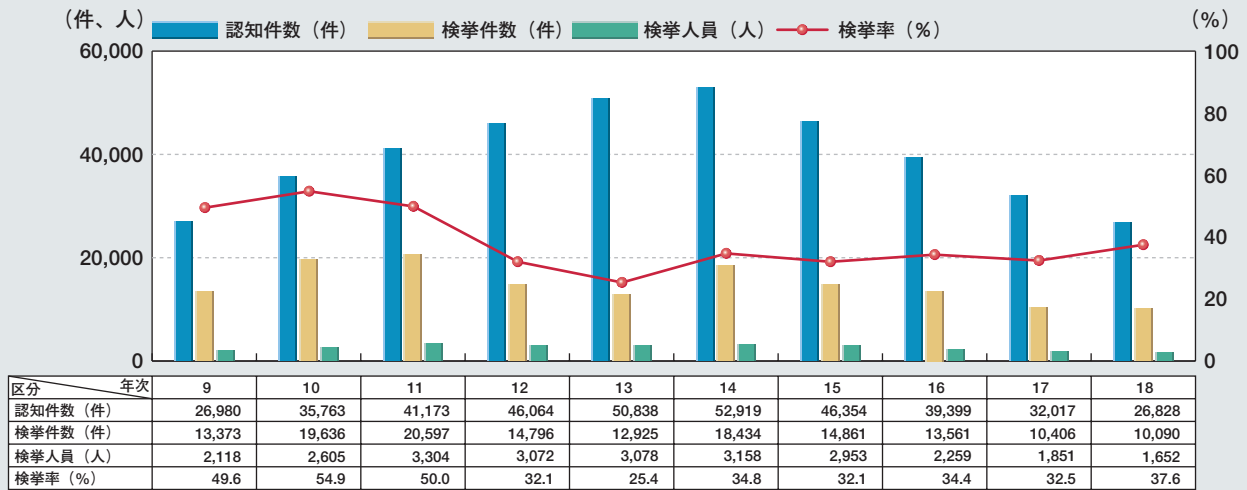
図1-11 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



② ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて毎年増加し続けていたが、15年から減少に転じ、18年中は2万6,828件と、前年より5,189件（16.2%）減少した。増加傾向にあった検挙件数及び検挙人員も同じく、15年から減少に転じ、18年中の検挙件数は1万90件、検挙人員は1,652人と、それぞれ前年より316件（3.0%）、199人（10.8%）減少した。また、検挙人員の約5割は少年である。

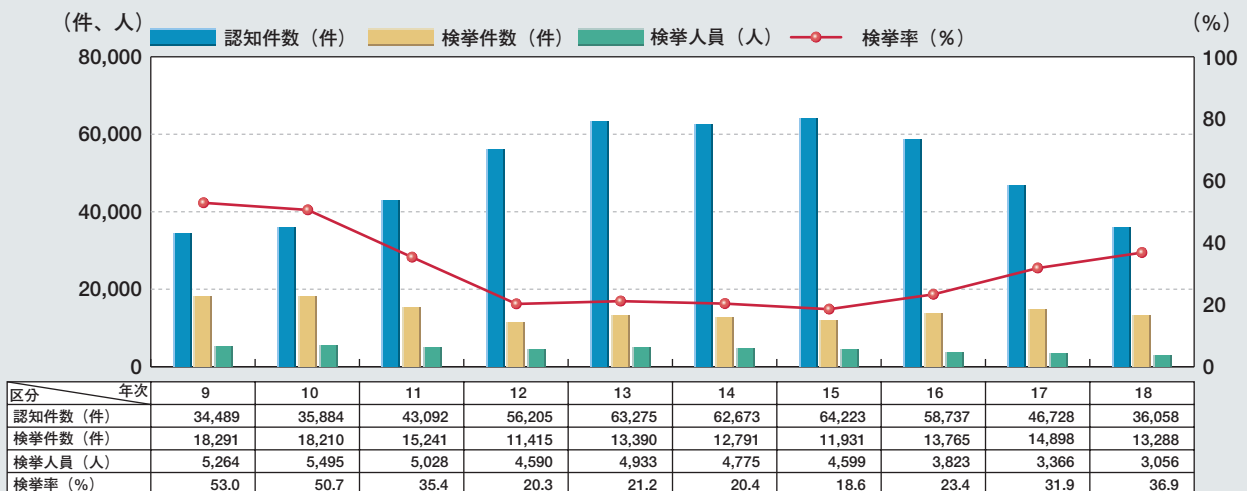
図1-12 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



③ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増し、以降横ばいで推移していたが、16年から減少に転じ、18年中は3万6,058件と、前年より1万670件（22.8%）減少した。18年中の検挙件数は1万3,288件、検挙人員は3,056人と、それぞれ前年より1,610件（10.8%）、310人（9.2%）減少した。

図1-13 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



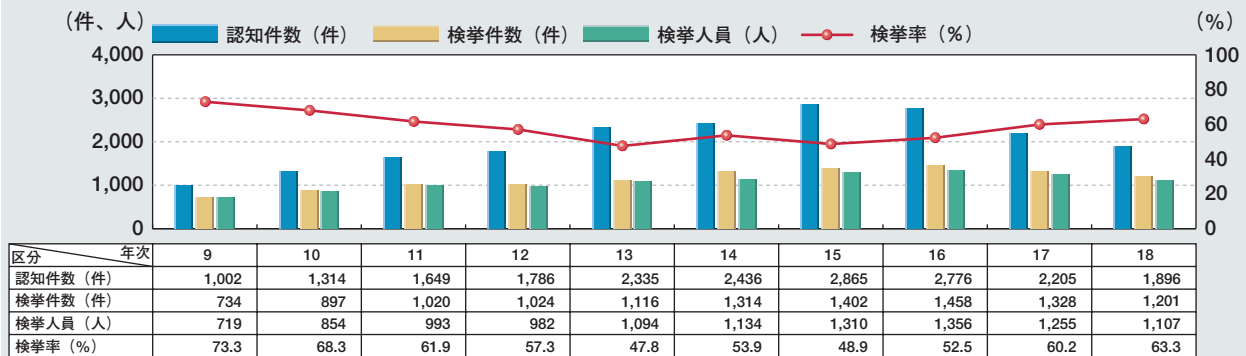
(3) 主な侵入犯罪の認知・検挙状況

① 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年以降急増し、15年には9年の2.9倍となったが、16年から減少に転じ、18年中は1,896件と、前年より309件（14.0%）減少した。検挙件数及び検挙人員は、9年以降増加傾向にあったが、17年から減少に転じ、18年中の検挙件数は1,201件、検挙人員は1,107人と、それぞれ前年より127件（9.6%）、148人（11.8%）減少した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の18年中の認知件数は545件と、前年より158件（22.5%）減少した。また、深夜にコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象に行われた強盗^(注)の18年中の認知件数は527件と、前年より34件（6.1%）減少しているが、過去10年間で3.8倍に増加している。

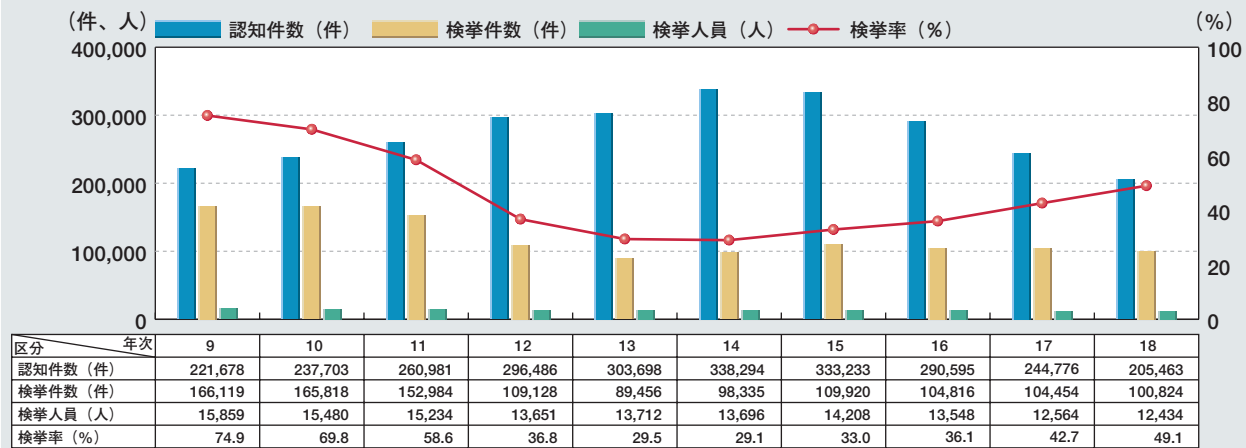
図1-14 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



② 侵入窃盗

10年以降増加していた侵入窃盗の認知件数は、15年から減少に転じ、18年中は20万5,463件と、前年より3万9,313件（16.1%）減少した。18年中の検挙件数は10万824件、検挙人員は1万2,434人と、それぞれ前年より3,630件（3.5%）、130人（1.0%）減少した。

図1-15 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



注：午後10時から午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの売上金等を目的として敢行された強盗

4 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪及び侵入犯罪は、平穏であるべき日常生活の場において行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

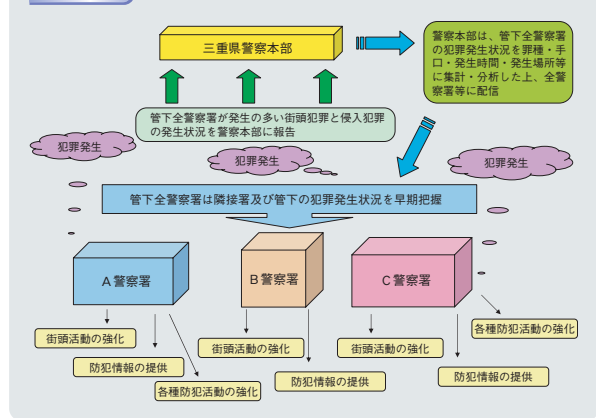
このため、警察では、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、15年1月から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を推進している。各都道府県警察では、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施するとともに、その効果の検証を行っている。

(1) 犯罪情報分析システムの構築と活用

警察では、犯罪発生実態を多角的に分析することにより、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑制するため、犯罪情報分析システムを構築している。

例えば、三重県警察では、発生が多い街頭犯罪と侵入犯罪の発生状況を毎日、警察署から同警察本部に送信させ、この情報を詳細に集約・分析した上で、その結果を各警察署等に配信している。各警察署では、これを防犯情報としてウェブサイト等の各種媒体を利用して地域住民に提供するほか、街頭活動等に活用している。

図1-16 犯罪情報分析システムの構築と活用



(2) 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を推進している。

(3) 秩序違反行為の指導取締りの強化

街頭犯罪や侵入犯罪の発生を抑止するためには、これらの犯罪そのものの検挙だけでなく、刃物や侵入工具の携帯、いわゆるピンクビラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為についても、適切な指導取締りを行う必要がある。警察では、こうした指導取締りが国民の規範意識を高め、街頭犯罪を含めた犯罪全体の抑止につながると考えており、これらの違反行為を見逃ごすことなく、事案の内容に応じて指導、警告及び検挙を行っている。

図1-17 街頭活動の強化

- 交番・駐在所の地域警察官によるパトロール等の強化
- 警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等を重点地区・時間帯に集中的に投入
- 各部門の警察官を集めた特別の捜査班、平素は執務室で勤務する警察官をも組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど体制を強化

表1-1 秩序違反行為の送致件数、送致人員の推移（平成14～18年）

年次 件数・人員	14		15		16		17		18	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	—	—	227	263	505	319	556	309	612	362
軽犯罪法	6,748	6,795	7,712	7,705	11,595	11,610	11,181	11,290	15,617	15,838
凶器携帯（第2号）	1,676	1,633	2,783	2,692	6,266	6,147	5,816	5,656	9,004	8,836
侵入具携帯（第3号）	363	284	391	281	297	235	237	193	324	263
窃視（第23号）	472	444	474	425	464	427	486	437	440	394
追隨等（第28号）	209	199	240	221	320	293	359	344	450	434
田畑等侵入（第32号）	468	500	447	522	1,035	1,191	1,077	1,284	1,584	1,893
はり札、標示物除去（第33号）	3,098	3,200	2,784	2,896	2,477	2,558	2,160	2,212	2,447	2,483
銃砲刀剣類所持等取締法（第22条及び第22条の4）	3,501	2,349	4,166	2,830	4,198	3,146	4,449	3,347	4,923	3,795
迷惑防止条例	5,636	5,442	6,482	6,345	7,269	7,048	8,018	7,736	7,835	7,541

(4) 乗物盗対策とひったくり対策

① 自動車盗

警察庁、財務省、国土交通省、経済産業省と民間17団体から成る自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームでは、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月）を策定し、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。さらに、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両の盗難の実態や手口に関する情報を提供し、メインスイッチ部（キー部分）の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置を備えたオートバイの普及を推進した。

② ひったくり

ひったくり事件の多発を受け、警察では、その発生状況や手口を分析してひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行うほか、防犯協会等と協力し、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止カバー等の普及を促進している。



自動車盗難防止
広報ポスター



ひったくり防止カバー

(5) 侵入犯罪対策

侵入犯罪を抑止するため、平成15年9月から施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び侵入工具の隠匿携帯の取締りを強化している（前頁表1-1参照）。また、警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体で構成する防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した製品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイト上で公表するなど、防犯性能の高い建物部品の普及に努めている。19年5月末現在、17種類3,690品目が目録に掲載されている。



CPマーク
Crime Prevention
(防犯)の頭文字を
図案化したもの



官民合同会議防犯性能試験

(6) 店舗対象の強盗対策

金融機関を対象とした強盗事件の発生は、依然高い水準にある。警察では、金融機関の防犯体制や店舗等の構造、防犯設備等に関して基準を定め、関係機関・団体に対し指導を行うとともに、機会をとらえて防犯訓練や警察官の巡回を実施している。また、24時間営業のコンビニエンスストア等の増加に伴い、深夜帯における強盗事件が都市部を中心に多発していることから、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗の構造等を定めた防犯基準を策定し、これに基づく指導を行っている。



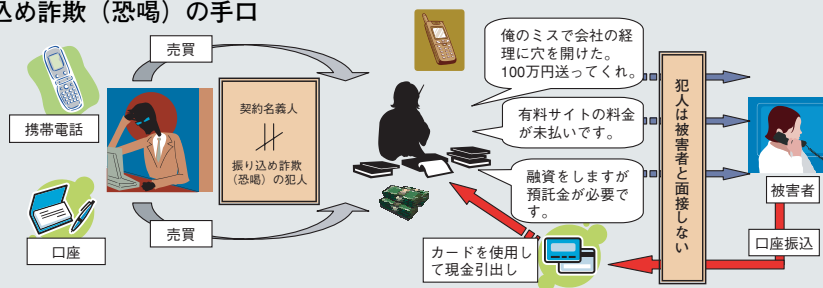
金融機関における模擬強盗訓練

5 振り込め詐欺（恐喝）

(1) 現状

振り込め詐欺（恐喝）とは、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）^(注1)、架空請求詐欺（恐喝）^(注2)及び融資保証金詐欺^(注3)の総称で、携帯電話等を利用して被害者に対面せず、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る手口による詐欺又は同様の手口による恐喝である。

図1-18 振り込め詐欺（恐喝）の手口



振り込め詐欺（恐喝）の被疑者は、金銭の要求の名目を次々と変えたり、公的機関や正規の貸金業者を装うなど手口を巧妙化させている。平成18年中の振り込め詐欺（恐喝）の認知件数は1万8,538件、被害総額は約249億8,000万円であり、依然として深刻な状況にある。

警察では、第一線の捜査体制の強化及び被疑者の氏名、犯行手口等の捜査情報を一元的に集約するデータベースの構築を図るなどの対策を進めている。また、振り込め詐欺（恐喝）を助長する他人名義の預貯金口座や携帯電話の不正流通についても取締りを強化している。

図1-19 振り込め詐欺（恐喝）の認知・検挙の状況

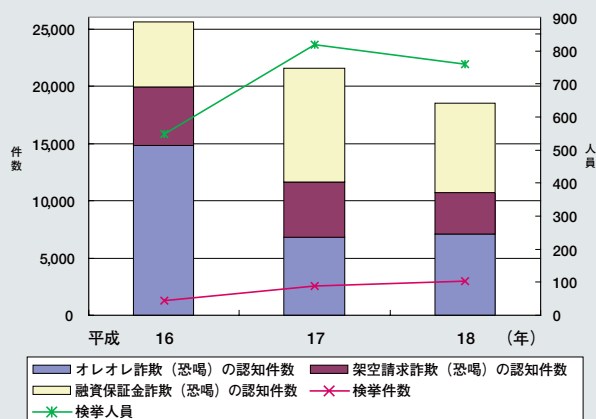
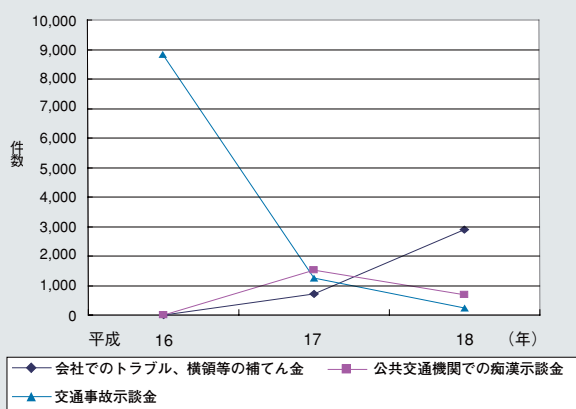


図1-20 オレオレ詐欺（恐喝）要求名目別認知件数の推移



注1：親族を装うなどして電話をかけ、交通事故の示談金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺（又は同様の手口による恐喝）

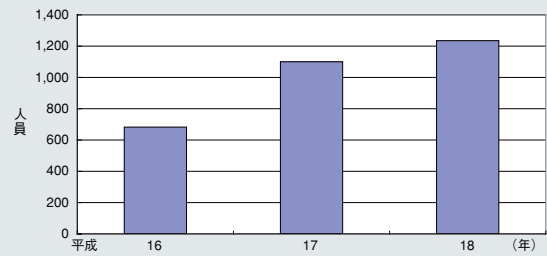
注2：架空の事実を口実に品金を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺（又は同様の手口による恐喝）

注3：融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した郵貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺

表1-2 振り込め詐欺（恐喝）の認知検挙状況

区分	年次		
	16	17	18
認知件数（件）	25,667	21,612	18,538
オレオレ詐欺（恐喝）	14,874	6,854	7,093
架空請求詐欺（恐喝）	5,101	4,826	3,614
融資保証金詐欺	5,692	9,932	7,831
検挙件数（件）	1,305	2,539	2,974
検挙人員（人）	548	819	761

図1-21 預貯金口座及び携帯電話の不正な供給行為の検挙人員



注：口座詐欺、盗品譲受け等、金融機関等本人確認法、携帯電話端末詐欺及び携帯電話不正利用防止法違反の各検挙人員を合計したものを示す。

（2）被害防止活動

警察では、振り込め詐欺（恐喝）の被害拡大防止を図るため、関係機関と連携し、金融機関に対する口座凍結依頼、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第8条第1項の規定に基づく携帯音声通信事業者に対する契約者確認を求め、金融機関等の窓口における被害者への注意喚起、犯人が現金を送らせた住所や詐称した会社名等の公表等の諸対策を進めている。

口座凍結依頼の推進

振込指定口座について、振り込んだ被害金が犯人に渡ることを阻止し、また、新たな振込を防止するため、金融機関に対して取引停止を依頼している。

金融機関との連携

被害金の送金を金融機関の窓口でくい止めるため、金融機関団体に対して、積極的な声掛けをしてもらいたい具体的事例を紹介して顧客へ注意喚起を依頼するとともに、状況によっては警察官が駆けつけて被害者の説得に当たるなどしている。

送金先住所の公表

普通郵便、定形小包郵便（エクスパック500）等により現金を私設私書箱等に送付させる手口が見られることから、被害者が現金を送付した宛先住所の一覧表を警察庁のウェブサイト等で公表し、広く注意を喚起している。

契約者確認の求めの推進

振り込め詐欺等に利用された携帯電話について、同一携帯電話による再被害防止のため、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯電話事業者に対して顧客の特定事項の再確認を求めている。

日本郵政公社との連携

被害金を電信為替や現金書留で私設私書箱等に送らせる手口が見られることから、日本郵政公社に対して、警察が通知した者を受取人とする電信為替の送金停止や現金書留差出依頼人への受付時の注意喚起を依頼している。

犯人が詐称した会社名等の公表

架空請求詐欺や融資保証金詐欺において、犯人は正規の貸金業者や公的機関を装っていることから、その名称を警察庁のウェブサイト等で公表し、広く注意を喚起している。

その宛先は大丈夫ですか？

最近、脅迫、小使、普通郵便などで現金を送られたり、高額を渡らせてお返しを求められる方が多発しています。実際に被害に遭われた方が現金を送ってしまった場合は下表のとおりですので、疑念等をもち、確認が必要です。

また、表に記載されていない住所でも、よく知らない相手に現金等を送ることは危険です。最寄りの警察署に連絡してください。

警察庁

郵便番号	住所等
128-0002	東京都千代田区日本橋
128-0066	東京都千代田区豊洲
119-0044	東京都千代田区錦糸
125-0012	東京都千代田区有明
125-0089	東京都千代田区一橋
125-0014	東京都千代田区上野
125-0027	東京都千代田区本郷
125-0027	東京都千代田区有明
128-0087	東京都千代田区豊洲
128-0069	東京都千代田区豊洲
125-0004	東京都千代田区有明

<架空請求詐欺犯人が詐称した会社名一覧>

○ 架空請求詐欺の被害に遭った場合は、被害者や関係機関に連絡してください。また、警察に被害の届出をお願いします。

※ 架空請求詐欺の被害に遭った場合は、被害者や関係機関に連絡してください。また、警察に被害の届出をお願いします。

※ 架空請求詐欺の被害に遭った場合は、被害者や関係機関に連絡してください。また、警察に被害の届出をお願いします。

（※ウェブサイトでは番地、ビル名まで公表しています。）

警察庁のウェブサイトにおける詐称会社名等の公表

警察庁のウェブサイトにおける送金先住所の公表

6 構造的な不正事案

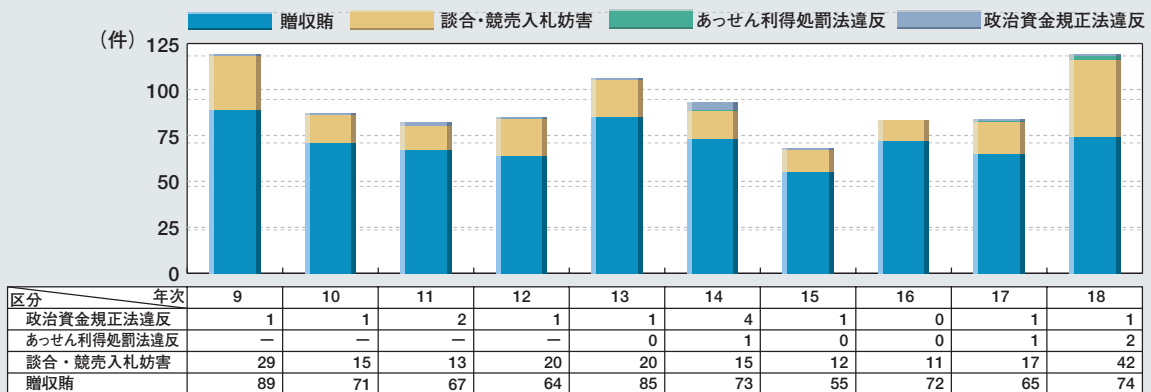
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

地方公共団体の長や議員による贈収賄事件、競売入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反の摘発が続いており、政治・行政をめぐる不正が顕在化している。平成18年中は、いわゆる「官製談合」を始めとする入札をめぐる不正が社会の注目を集めた。

<18年中の談合・競売入札妨害>

- ・ 検挙事件数^(注) … 42件 (前年比25件 (147.1%) 増)
- ・ 検挙人員 … 275人 (前年比174人 (172.3%) 増)
うち逮捕146人 (前年比118人 (421.4%) 増)

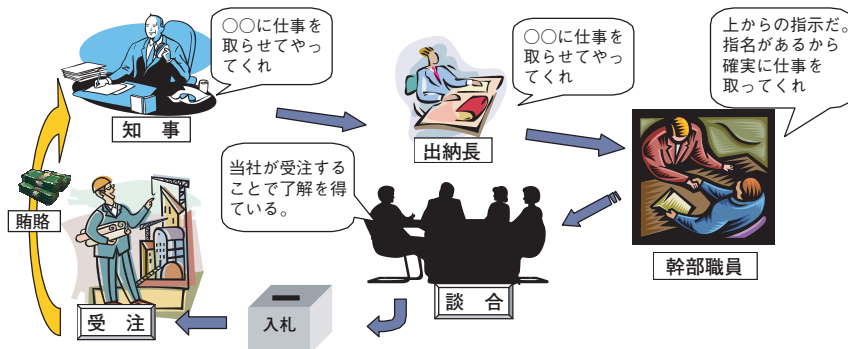
図1-22 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移 (平成9～18年)



注：公職選挙法違反事件を除く。

事例

宮崎県知事(65)は、17年及び18年に同県が発注した委託業務の指名競争入札に際し、建築設計業等を営む特定の会社に有利な価格で落札させようと企て、17年6月ころから18年7月ころにかけて、同県出納長や幹部職員らに対し、同社が落札予定業者として適当である旨申し向けるなどした。同県出納長らはこの特定業者に知事の意向を伝え、同業者は指名業者間の談合において知事の意向を示し、有利な価格で落札した。18年12月までに知事、県出納長、同社役員ら36人を談合罪で検挙し、19年1月までに知事を事前収賄罪等で再逮捕した(宮崎)。

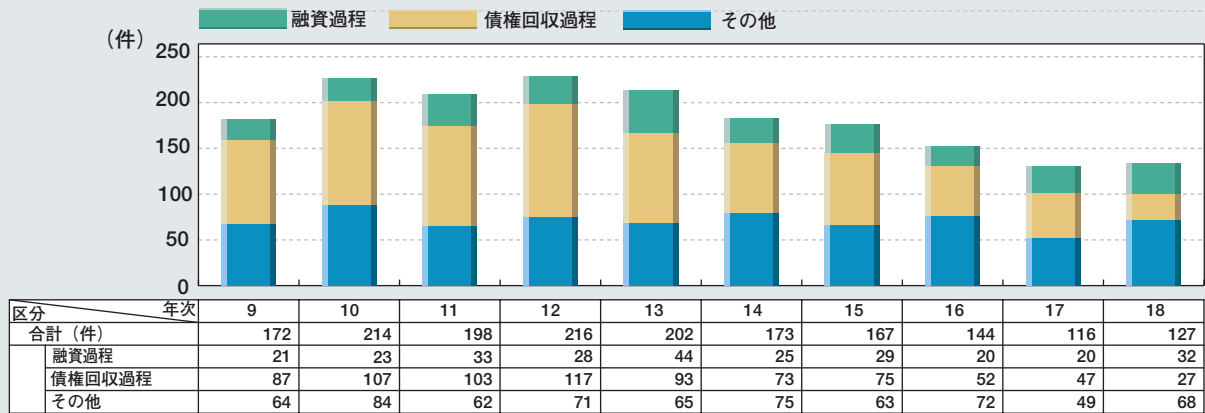


注：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計

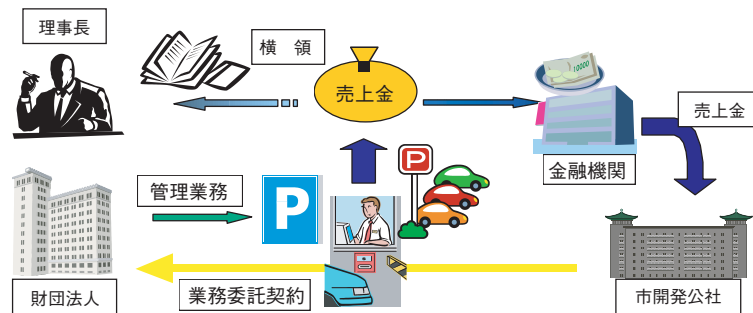
(2) 経済をめぐる不正事案

平成18年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は127件で、前年より11件（9.5%）増加した。また、その他の経済をめぐる不正事案では、次のような社会的反響の大きい事件を検挙した。

図1-23 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成9～18年）



事例 駐車場の管理等を行う財団法人の理事長（72）は、15年4月ころから17年2月ころにかけて、大阪市開発公社との業務委託契約に基づいて預かり保管中の市営駐車場の売上金を前後67回にわたり合計約1億3,000万円横領した。18年5月、業務上横領罪で逮捕した（大阪）。



(3) 財務捜査体制の整備

企業等の経済活動に関連して行われる犯罪の捜査では、背景、動機、実行行為等を明らかにするため、帳簿類等の客観的な資料に基づいて、財務の実態を解明することが不可欠である。このため、警察大学校財務捜査研修センターでは、全国の捜査員を対象に、簿記その他の財務捜査に必要な知識や効果的な財務捜査の手法等についての教育を行うとともに、最新の企業会計制度に即した財務捜査手法等の調査研究を行っている。

また、都道府県警察では、公認会計士等の資格を有する者や民間企業での会計事務の経験者等を財務捜査官として採用するなど、体制強化に努めている。



財務捜査研修センターでの研修風景

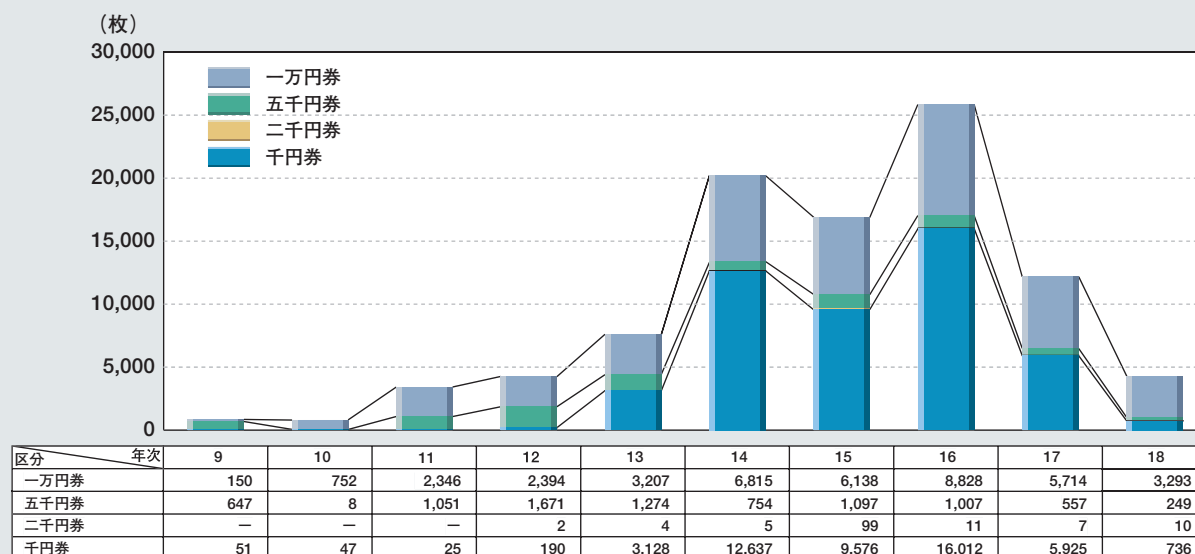
7 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注)の推移は次のとおりであり、平成18年中は、前年に引き続き、大幅に減少した。

また、同年中の通貨偽造に関する犯罪の検挙件数も38件と、前年より42件（52.5%）減少した。なお、同年中の偽造米ドル紙幣の発見枚数は272枚で、前年より207枚（43.2%）減少した。

図1-24 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成9～18年）



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものが発見されている。これは、コンピュータ、スキャナ、プリンタ等が一般に普及し、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。警察庁では、財務省を始めとする関係省庁や日本銀行と連携して、ポスターやウェブサイトなどで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。



通貨偽造防止ポスター

事例 自称金融コンサルタント業の男（71）ら8人は、平成18年8月ころ、中国から偽造旧一万円券約2,000枚を輸入し、同年8月から9月にかけて、金融機関に預け入れるなどして行使した。同年12月までに偽造通貨輸入罪等で逮捕した（福岡、警視庁、群馬、富山、三重）。

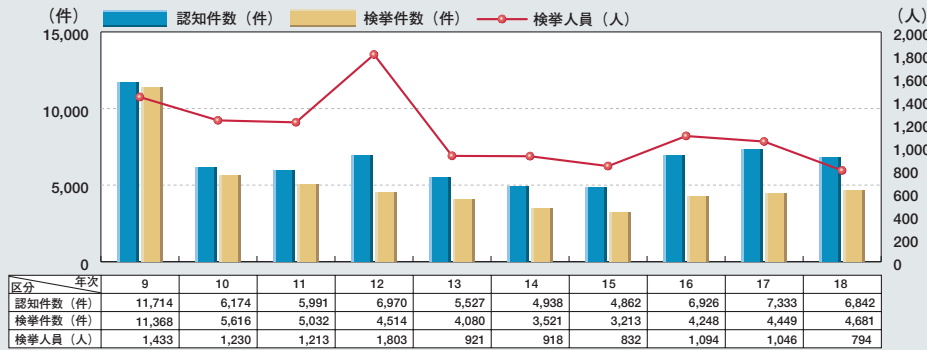
注：届出等により警察が押収した枚数

8 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

過去10年間のカード犯罪^(注1)の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成18年中のカード犯罪の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、いずれも前年より減少した。

図1-25 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成9～18年）



(2) カード犯罪の傾向と対策

① カード犯罪の傾向

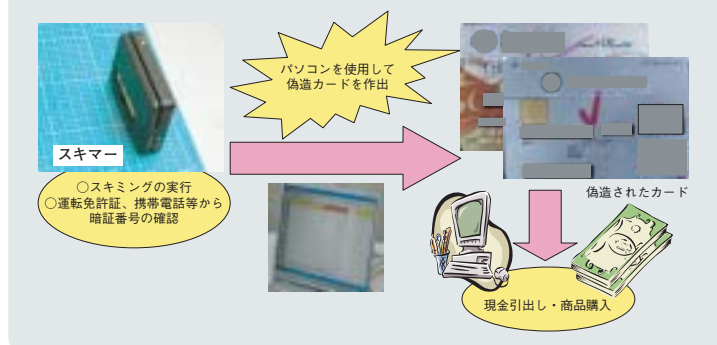
検挙状況を見ると、窃取・拾得し又は偽造したキャッシュカードを使用してATM等から現金を盗む事件及び偽造したクレジットカードを使用した詐欺事件が多く、この両者で4,877件に上り、カード犯罪全体の71.3%を占め、被害額は約20億円に上っている。

その手口は巧妙化しており、警察官等を装い口座名義人から暗証番号を聞き出してATMから不正に現金を引き出すものがみられたほか、運動施設で客の所有するカードをひそかにスキミング^(注2)するものもみられた。

② カード犯罪対策

都道府県警察では、早期検挙のため一層徹底した捜査に努めているほか、警察署や交番等に金融機関の緊急連絡先一覧を備え付け、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合に速やかなカードの利用停止を図るなど被害の拡大防止に努めている。また、警察庁では、カード犯罪の未然防止等を図るため、金融機関、クレジットカード発行会社、関係省庁等とカード犯罪の防犯対策等の情報交換を行うとともに、クレジットカード加盟店等に捜査や不正使用対策への協力を呼び掛けているほか、ウェブサイトでもカード犯罪に関する注意を喚起している。

図1-26 カード詐欺の手口



注1：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

注2：真正なカードのデータをスキマー（磁気情報読取装置）を用いて読み取る行為

9 ヤミ金融事犯、悪質商法等

(1) ヤミ金融事犯

平成18年中のヤミ金融事犯^(注1)の検挙事件数等は表1-3のとおりであり、このうち、暴力団が関与する事件は31.6%であった。

表1-3 金融事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分		年次				
		14	15	16	17	18
検挙事件数	ヤミ金融事犯	238	556	432	339	323
	その他	7	7	5	4	4
	合計	245	563	437	343	327
検挙人員	ヤミ金融事犯	446	1,246	919	706	710
	その他	24	24	8	13	8
	合計	470	1,270	927	719	718
検挙法人	ヤミ金融事犯	15	14	20	7	14
	その他	0	0	0	1	1
	合計	15	14	20	8	15
被害人員等	ヤミ金融事犯	122,115	321,841	279,389	173,399	154,511
	その他	3,167	3,103	2,619	9,036	42,013
	合計	125,282	324,944	282,008	182,435	196,524
被害額等	ヤミ金融事犯	159億8,384万円	322億3,639万円	348億2,775万円	237億7,804万円	199億7,536万円
	その他	162億5,179万円	103億8,324万円	69億3,483万円	17億7,650万円	80億2,380万円
	合計	322億3,563万円	426億1,963万円	417億6,258万円	255億5,454万円	279億9,916万円

注1：被害人員等には、高金利貸付等に係る借入者、詐欺の被害者等を計上している。
 注2：被害額等には、高金利等に係る貸付金額、詐欺の被害額等を計上している。
 注3：その他には、銀行法違反（無免許）等の事犯が含まれる。

最近のヤミ金融事犯は、多重債務者名簿等を利用して融資を勧誘したり、取立てにおいて他人名義や架空名義の携帯電話や預貯金口座を利用するなど、手口が巧妙化している。

多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、18年12月、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）等の改正が行われ、罰則の強化を内容とする一部の規定が19年1月20日から施行された。

これを受け、警察では、悪質な違反行為に重点を置いた捜査の推進、新たな形態の違法事案への対応等の対策の強化を行っている。

事例

無登録貸金業者（33）ら28人は、15年3月から18年2月にかけて、多重債務者名簿等を基に携帯電話やダイレクトメールで融資を勧誘し、融資に成功した顧客情報を店舗間で回し合うなど組織的に融資を繰り返し、約5万人に法定金利の20倍から350倍程度の高金利で約10億円を貸し付けるなどしたほか、完済した顧客に対して、取立てと称し、恐喝を行った。18年5月までに、貸金業規制法違反（無登録営業）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（高金利）、恐喝罪等で逮捕した（大阪、埼玉、山梨、和歌山、長崎、沖縄）。



被害防止用リーフレット
 作成：(社)全国消費生活
 相談員協会

(2) 悪質商法

① 資産形成事犯

平成18年中の資産形成事犯^(注2)の検挙状況は表1-4のとおりであり、外国為替証拠金取引を仮装して多額の出資を募った出資法違反や未公開株の取引に絡んだ証券取引法違反等が発生した。

注1：出資法違反（高金利）事件及び貸金業規制法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件
 注2：資産形成の各種取引に係る出資法、証券取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

表1-4 資産形成事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
検挙事件数（事件）		9	12	10	9	17
検挙人員（人）		116	72	78	41	73

事例1 会社経営者（59）ら3人は、17年1月から同年7月にかけて、法定の除外理由がないにもかかわらず、外国為替証拠金取引を装い、不特定かつ多数の相手方から元本を保証した上で、月利5%の割合で金利を払うことを約し、2,400万円を振込入金させ、業として預り金をした。18年11月までに、出資法違反（預り金の禁止）で逮捕した（宮崎、鹿児島）。

② 特定商取引等に係る事犯

18年中の特定商取引等に係る事犯の検挙状況は表1-5のとおりであり、高齢者宅等を訪問して、床下や屋根等の点検を口実に不要なリフォーム工事を高額で行う「点検商法」や、通行中の若者を対象としてアンケート調査等を口実に高額な商品売りつける「キャッチセールス」が目立った。

表1-5 特定商取引等に係る事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
検挙事件数（事件）		107	65	75	124	138
検挙人員（人）		279	204	229	330	385

事例2 家屋修繕等訪問販売会社経営者（41）ら11人は、17年2月ごろ、経営する会社の業務に関し、訪問販売に係る小屋裏補強工事等の請負契約の締結について勧誘する際に、虚偽の事実を告げて顧客に請負契約を締結させた上、その代金支払と称し、130万円を振込入金させ、詐取した。18年11月までに、特定商取引に関する法律違反（不実告知）及び詐欺罪で逮捕した（京都、埼玉）。



悪質商法に関する広報啓発パンフレット

（3）その他の経済事犯

平成18年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は45事件、検挙人員は81人で、検挙した事件の主な適用法令は、建築基準法及び建築士法であった。

また、同年中の国際経済事犯の検挙事件数は3事件、検挙人員は16人であった。

事例 建築士（48）は、16年5月ごろから17年2月ごろにかけて、マンションやホテルの建物につき、建築基準法施行令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有しないにもかかわらずこれを有するとした内容の虚偽の構造計算書を作成した。18年6月までに、建築基準法違反（安全基準不適合）及び建築士法違反（無資格工事監理の補助）で検挙した。

また、本件に関連して、当該マンション等の建築や販売等に関与した関係者10人を詐欺罪、電磁的公正証書原本不実記録罪・同供用罪、建設業法違反（建設業の許可の不正取得等）及び建築士法違反（無資格工事監理）で検挙した（警視庁、千葉、神奈川）。

10 知的財産権侵害事犯、環境事犯等

(1) 知的財産権侵害事犯

平成18年中の知的財産権侵害事犯の検挙件数は1,403件、検挙人員は780人で、平成16年以降、引き続き高水準で推移している。

偽ブランド事犯（商標法違反）では、依然として押収した偽ブランド品の大半が韓国及び中国を中心とするアジア諸国から密輸入されており、68.3%が海上貨物、24.1%が国際郵便を利用して持ち込まれている。販売形態は、店舗販売が39.0%、インターネット・オークション利用販売が27.3%、露店販売が17.5%と様々である。

海賊版事犯（著作権法違反）では、会社員、学生等、一般のコンピュータ利用者による海賊版CD、DVD等の複製事犯が後を絶たず、販売形態では、インターネット・オークション利用販売が43.6%を占めている。

警察では、韓国及び中国から大量の偽ブランド品が密輸入されていることや両国において我が国の企業の知的財産権が侵害される例が増加していることを踏まえ、両国の捜査機関に対し国内での取締りの強化を要請するとともに、両国の捜査機関と情報交換を行うなど連携強化を図っている。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

表1-6 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	年次	14		15		16		17		18	
	件数・人員	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		642	412	789	407	1,233	640	1,615	798	1,403	780
商標法		476	287	542	271	910	479	1,138	551	1,096	537
不正競争防止法		15	5	15	20	7	1	29	37	16	19
著作権法		147	115	229	110	315	159	445	206	287	219
特許法		2	2	2	4	0	0	1	2	2	2
意匠法		2	3	0	0	1	1	2	2	2	3
実用新案法		0	0	1	2	0	0	0	0	0	0

表1-7 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
韓国(点)		21,044	54,015	96,572	98,436	115,881
中国		128	9,109	16,737	9,663	73,512
香港		213	3,908	119	2,091	70
台湾		0	0	153	32,258	388
その他		10,402	4,278	225	11,627	211
合計		31,787	71,310	113,806	154,075	190,062

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

事例1 中国人の輸入会社役員（41）ら2人は、中国から海賊版の携帯型ゲーム機及びキャラクター商品を輸入して販売していた。また、玩具等販売会社の役員（50）ら5人は、同ゲーム機等をゲームセンターの提供物品として販売し、ゲームセンター店長（37）ら2人は、同ゲーム機等をクレーン遊技機等の提供物品として陳列していた。19年1月までに、輸入会社役員ら9人を商標法違反（譲渡目的所持）等で逮捕し、海賊版ゲーム機等約8,200点を押収した（新潟、富山、警視庁）。



陳列された海賊版携帯型ゲーム機

事例2 露店商の男（45）らは、電器店街の路上で数十枚の映画の海賊版DVDを露店販売していた。また、無職の男（39）らは、客からのカタログ注文に応じて付近に待機中の車両から海賊版ソフトウェアを配達し、販売していた。18年9月、海賊版販売グループを一斉摘発し、露店商の男ら20人を著作権法違反（頒布目的所持）で逮捕し、海賊版DVD等約10,000枚を押収した。その後の捜査により、同年11月には、元締め山口組傘下組織幹部（63）ら8人を著作権法違反（頒布目的所持）で逮捕した（大阪）。



露店販売されていた海賊版DVD

事例3 19年3月に不正商品対策協議会が開催した「アジア知的財産権シンポジウム2007」では、警察庁職員が、司会者との対話形式により、最近の知的財産権侵害事犯の取締り状況について説明を行った。



アジア知的財産権シンポジウム2007



シンポジウム中で例示された押収品

(2) 環境事犯

① 廃棄物事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯等を重点取締り対象とし、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進している。また、関係機関に必要な情報を提供して環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

平成18年中、検挙事件数及び検挙人員は共に大幅に増加し、このうち、産業廃棄物の処理責任を負っている排出事業者を不法投棄、委託違反等で検挙した事件は335事件であった。また、軽油の密造に伴い生成される硫酸ピッチ^(注1) やスラッジ^(注2) の不適正処理事犯を16事件、63人、4法人検挙した。

表1-8 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	年次				
	14	15	16	17	18
検挙事件数（事件）	2,467	2,695	3,166	4,123	5,301
検挙人員（人）	4,023	4,227	4,684	5,728	6,852
検挙法人（法人）	414	334	320	527	423

注：平成15年以降は未遂の件数も含む（平成15年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の改正により、不法投棄に係る罪及び不法焼却に係る罪につき未遂罪が規定された。）。

事例 元県議会議員（73）らは、17年10月ころから18年1月ころにかけて、産業廃棄物である建設廃材約174トンを残土に混入し、合計約5,580トンの建設残土に偽装した上で、無許可で収集運搬し、千葉県内の許可残土処分場に埋め立てて不法投棄した。18年5月までに、元県議会議員である廃棄物運搬事業者等7法人、20人を廃掃法違反（無許可収集、無許可運搬等）で検挙（うち18人を逮捕）した（警視庁）。



不法投棄された建設廃材

② 鳥獣の違法捕獲等に係る事犯

警察では、国内に生息する野生鳥獣の違法捕獲等に係る事犯、希少野生動植物種の密輸入や国内での違法取引等に係る事犯等、動物及び生態系の保護等に係る事犯の取締り等を行っている。

表1-9 鳥獣の違法捕獲等に係る事犯の検挙状況（平成17、18年）

区分	年次		17		18	
	件数・人員		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
鳥獣保護法 ^(注3) 違反			501	399	775	546
動物愛護管理法 ^(注4) 違反			78	69	91	79
種の保存法 ^(注5) 違反			29	18	70	35

事例 ホオジロの鳴合せ会を主催する野鳥愛好会の会長である無職の男（72）ら19人は、17年5月から18年3月にかけて、自ら又は密猟者が違法に捕獲した野鳥を売買し、飼養するとともに、鳴合せ会に出品してペット業者等に高値で売買をするなどした。18年7月までに、鳥獣保護法違反（違法飼養、違法捕獲等）で検挙（うち7人を逮捕）した（警視庁）。

注1：軽油を精製する際、不純物として出る強酸性のタール状沈殿物。触れると肌がただれ、目に入ると失明のおそれもあるほか、鼻をつく亜硫酸ガスを発生させ、これを吸引すると呼吸困難等を起こす危険がある。

注2：硫酸ピッチを取り除いた軽油を更に精製する際に不純物として出る泥状の沈殿物。強酸性のものは硫酸ピッチと同様の危険性を持つ。

注3：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

注4：動物の愛護及び管理に関する法律

注5：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(3) 保健衛生事犯

近年、国民の健康や美容願望につけ込み、医学的根拠が明らかでない効能をうたい、又は虚偽の体験談を用いてあたかも特定の疾病や部位に効くような宣伝をして、健康食品を高額で販売する事犯のほか、模造された医薬品を販売するなどの薬事法違反、無資格で医薬行為を行う医師法違反等の事犯が発生している。

表1-10 保健衛生事犯の検挙状況（平成17、18年）

区分	年次 件数・人員	17		18	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		507	554	482	461
薬事関係事犯		251	320	201	197
医事関係事犯		73	100	65	93
公衆衛生関係事犯		183	134	216	171
食品衛生関係事犯		23	14	29	16
その他		160	120	187	155

事例 日本に在住する韓国人（50）ら12人は、17年1月から18年6月にかけて、海外に在住する仲間と共謀して、「バイアグラ」等の商品名で販売されている医薬品の模造医薬品を、運び屋を使って国内に大量に密輸入し、これをマンションの一室にあるアジトにおいて小分けするなどして包装した上、雑誌等に広告を掲載し、全国の無許可の仲卸業者、小売業者、一般の購入希望者に対する密売を繰り返した。18年11月までに、関税法違反（無許可輸入）及び薬事法違反（模造医薬品の販売、無許可販売等）で検挙（うち5人を逮捕）した（大阪、岡山）。



(4) 諸法令違反

水産資源の違法捕獲等に係る事犯、無線局の不法開設に係る事犯等が発生している。

表1-11 主な諸法令違反の検挙状況（平成17、18年）

区分	年次 件数・人員	17		18	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
電波法違反		1,414	1,411	1,989	1,992
漁業法違反（漁業調整規則を含む。）		352	476	454	556
水産資源保護法違反（漁業調整規則を含む。）		249	267	238	261

事例 無職の男（35）ら5人は、18年5月、地域の特産品である宍道湖のしじみを密漁し、地元の業者に密売した。18年10月までに、漁業法違反（漁業権の侵害）で検挙（うち2人を逮捕）するとともに、採捕道具や運搬車両、選別機等を準備するなどして手助けした山口組傘下組織幹部（68）を同法違反（漁業権侵害の帮助）で逮捕した（島根）。



11 サイバー犯罪

情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能している。その一方で、サイバー犯罪^(注1)は年々増加しており、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にある。

(1) サイバー犯罪の情勢

① サイバー犯罪の検挙状況

サイバー犯罪の検挙件数は増加の一途をたどっており、平成18年中は4,425件と、前年より1,264件(40.0%)増加し、過去最高となった。

ア ネットワーク利用犯罪

18年中のネットワーク利用犯罪^(注2)の検挙件数は3,593件と、前年より782件(27.8%)増加した。特に、詐欺の検挙件数が1,597件と、ネットワーク利用犯罪の検挙件数の44.4%を占めている。

さらに、詐欺の検挙件数の83.1%がインターネット・オークションを利用したものであった。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)違反、児童福祉法違反及びいわゆる青少年保護育成条例違反の検挙件数は978件と、前年より312件(46.8%)増加し、児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の性的犯罪の被害も深刻な状況となっている。

イ 不正アクセス禁止法違反

18年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)違反の検挙件数は703件と、前年より426件(153.8%)増加し、過去最高を記録した。このうち、フィッシングやスパイウェアといった高度な技術を利用して他人の識別符号(ID、パスワード等)を取得したものが417件に上り、前年の12.3倍と急増した。

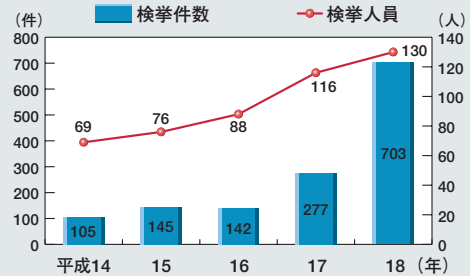
② 出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

18年中の出会い系サイト^(注3)に関係した事件の検挙件数は1,915件(前年比334件(21.1%)増)であり、これらの事件の被害者1,387人のうち、児童は1,153人(83.1%)であった。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為

表1-12 サイバー犯罪の検挙件数の内訳(平成14~18年)

罪名	年	14	15	16	17	18	17年から18年にかけての増加
不正アクセス禁止法違反		105	145	142	277	703	426 (153.8%)
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		30	55	55	73	129	56 (76.7%)
電子計算機使用詐欺		18	34	42	49	63	14 (28.6%)
電磁的記録不正作出・毀棄		8	12	8	17	56	39 (229.4%)
電子計算機損壊等業務妨害		4	9	5	7	10	3 (42.9%)
ネットワーク利用犯罪		1,471	1,649	1,884	2,811	3,593	782 (27.8%)
詐欺		514	521	542	1,408	1,597	189 (13.4%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)		268	269	370	320	463	143 (44.7%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)		140	102	85	136	251	115 (84.6%)
商標法違反		37	95	82	109	218	109 (100.0%)
青少年保護育成条例違反		70	120	136	174	196	22 (12.6%)
わいせつ物頒布等		109	113	121	125	192	67 (53.6%)
著作権法違反		66	87	174	128	138	10 (7.8%)
その他		267	342	374	411	538	127 (30.9%)
合計		1,606	1,849	2,081	3,161	4,425	1,264 (40.0%)

図1-27 不正アクセス禁止法違反の検挙件数(平成14~18年)



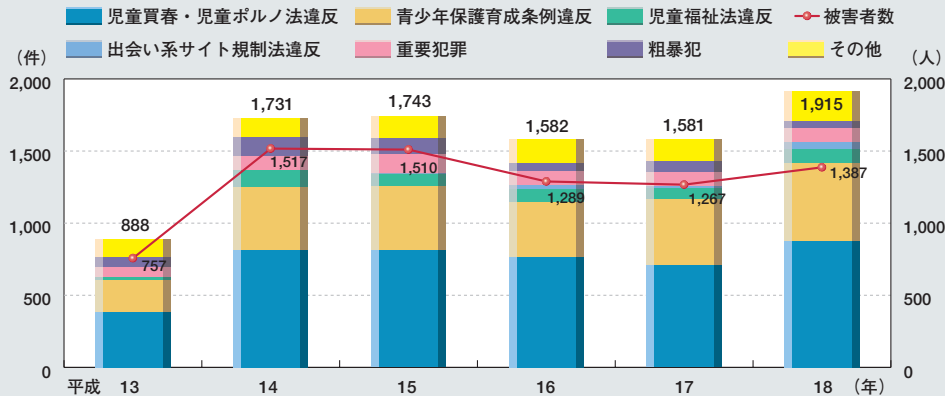
注1：インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪

注2：その実行に必要な不可欠な手段として情報通信ネットワークを利用する犯罪

注3：面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）違反の検挙件数は47件（前年比29件（161.1%）増）であり、うち児童によるものは18件（前年比13件（260.0%）増）であった。

図1-28 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数の推移（平成13～18年）



③ サイバー犯罪等に関する相談の受理状況

18年中の都道府県警察におけるサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は61,467件で、初めて前年より減少した。その要因としては、警察庁における利用者の困りごとに応じた基本的な対応策等を回答するインターネット安全・安心相談システム（<http://www.cybersafety.go.jp>）の運用開始（17年6月）等が考えられる。18年中の同システムへのアクセス件数は、393,234件であった。

表1-13 サイバー犯罪等に関する相談の内訳（平成14年～18年）

区分	年	14	15	16	17	18	増減	増減比
詐欺・悪質商法（件）		3,193	20,738	35,329	41,480	21,020	△20,460	△49.3%
インターネット・オークション		3,978	5,999	13,535	17,451	14,905	△2,546	△14.6%
名誉毀損・誹謗中傷等		2,566	2,619	3,685	5,782	8,037	2,255	39.0%
迷惑メール		2,130	2,329	3,946	3,975	2,930	△1,045	△26.3%
違法・有害情報		2,261	4,225	4,157	5,317	4,335	△982	△18.5%
不正アクセス、コンピュータ・ウイルス		1,246	1,147	2,160	3,965	3,323	△642	△16.2%
その他		3,955	4,697	7,802	6,203	6,917	714	11.5%
計		19,329	41,754	70,614	84,173	61,467	△22,706	△27.0%

（2）サイバー犯罪の取締りの推進

増加するサイバー犯罪に対応するため、これまでにサイバー犯罪対策に必要な法令の整備を進めてきたほか、態勢の強化等に努め、取締りの徹底を図っている。

① 法令の整備

ア 不正アクセス禁止法

他人の識別符号を不正に入力し、情報通信ネットワークを通じてコンピュータにアクセスする行為を禁止するとともに、当該行為の被害を受けたアクセス管理者からの申出により、都道府県公安委員会が再発防止のために必要な資料の提供、助言、指導等を行うことなどとしている。

イ 古物営業法

インターネット・オークションを営もうとする者の届出義務、盗品その他犯罪によって領得された物の疑いがある場合の申告義務、出品者の確認並びに取引記録の作成及び保存に関する努力義務、競りの中止命令等について規定している。

ウ 出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用して児童を相手方とする性交等や対償を伴う異性交際を誘引することなどを禁止するとともに、事業者に対しては、児童が利用してはならないことの明示及び利用者が児童でないことの確認を義務付け、これに違反した場合は、都道府県公安委員会が必要な措置を講ずるよう命ずることができることなどとしている。

② 態勢の強化

ア サイバー犯罪対策の強化・効率化のための体制の整備

複数の都道府県にまたがって敢行されるサイバー犯罪については、関係都道府県警察が捜査の重複を防ぎつつ、連携して対処する必要がある。このため、警察庁では、情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っているほか、捜査員の能力向上のための研修、産業界や外国関係機関等との連携、広報啓発活動等を推進している。

都道府県警察では、サイバー犯罪対策を効率的に進めるため、関係部門が連携の上、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により構成されるサイバー犯罪対策プロジェクトを設置している。また、サイバー犯罪捜査に必要な専門的技術・知識を有する捜査員を育成したり、民間企業でシステム・エンジニアとして勤務した経験を有する者をサイバー犯罪捜査官として採用したりしている。

イ 国による技術支援体制の確立

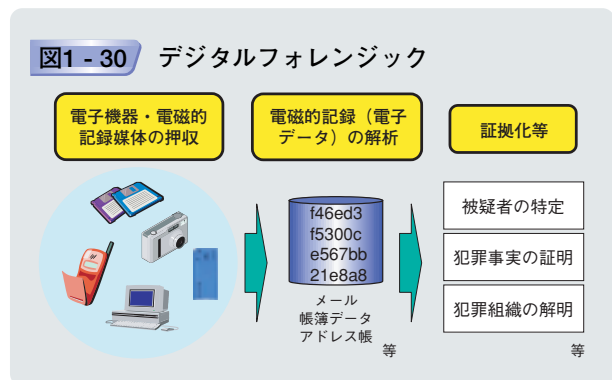
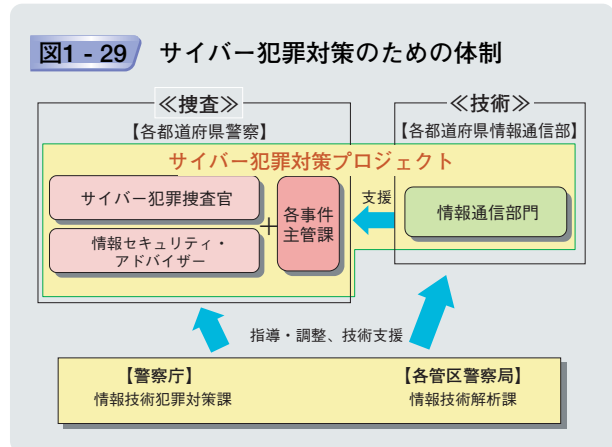
情報通信技術の発展に伴い、サイバー犯罪に悪用される技術が高度化し、その取締りには、高度な技術的知見が必要となったことから、警察庁では、サイバー犯罪対策に関し都道府県警察を技術的に指導する組織として情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置している。また、警察庁技術センターでは、特に高度な暗号等で隠ぺいされた情報等の抽出・解析、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムの動作の解析等を行っている。

ウ デジタルフォレンジックの強化

コンピュータ、携帯電話等の電子機器があらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、各種電子機器に保存されている電磁的記録の解析は捜査に不可欠となってきている。また、今後、法律や技術の専門家ではない一般国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が導入されることから、客観的証拠の収集の徹底を図る必要がある。このため、消去、改ざん等が容易な電磁的記録を解析する技術や手続につき、その適正の確保が一層重要となる。

このため、警察では、電磁的記録の解析に係る知見の集約・体系化、外国関係機関、民間企業等との技術協力の実施等により、デジタルフォレンジック^(注)の確立に向けた取組みを推進している。

注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続



③ 国際連携

ア 国際的なサイバー犯罪捜査協力の推進

サイバー犯罪は、容易に国境を越えて行われることから、多国間協議の場で捜査機関相互の協力や各国国内の体制整備に関する議論が行われている。

警察庁は、G8各国がサイバー犯罪に対して共通して講ずるべき対策を検討するためにG8ローマ/リヨン・グループの下に置かれたハイテク犯罪サブグループや国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)^(注1)における、捜査手法に関する情報の交換や関係国の取締能力の向上についての検討に積極的に参加し、国際的な連携の強化に努めている。

また、国際的なサイバー犯罪に対する適時・効果的な対応を確保するため、平成19年3月現在、48か国・地域に24時間常時対応できる連絡窓口である24時間コンタクトポイントが設置されているが、我が国では警察庁にこれを設置し、国際捜査協力の円滑化を図っている。

このほか、2001年(13年)11月、欧州評議会でサイバー犯罪に関する条約が採択されたことから、我が国でも、16年4月に同条約の締結について国会の承認を得、現在、締結に向けた国内法の整備のため、不正アクセス禁止法、刑法及び刑事訴訟法の改正を含む犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が国会で審議されている。

イ 国際的なサイバー犯罪捜査技術協力の推進

警察庁では、犯罪の取締りに関する技術情報を共有し、相互の技術水準の向上を図ることを目的として、アジア大洋州地域の法執行機関を結ぶサイバー犯罪技術情報ネットワークシステム(CTINS)^(注2)を整備・運用しており、19年3月現在、14の国・地域が参加している。さらに、CTINSに参加する国・地域のサイバー犯罪の捜査等に当たる技術者等を集め、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を毎年度開催し、各国の相互理解を深めている。



アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

(3) インターネット上の違法・有害情報対策の強化

① サイバーパトロールの実施

都道府県警察では、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報^(注3)の有無を調査するサイバーパトロールを実施している。違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫^{はん}の防止に取り組んでいる。

注1：the International Criminal Police Organization-Interpol

2：Cybercrime Technology Information Network Systemの略。電子メール、電子掲示板及びデータベースの機能を備え、暗号化されたネットワークにより、各国の担当官が安全に情報を共有できる手段を提供している。

3：違法情報とは、児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報をいう。有害情報とは、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいう。

② インターネット・ホットラインセンターの運用



インターネット・ホットラインセンターのウェブサイト

18年6月、警察庁ではホットラインに関する業務^(注1)を民間委託し、インターネット・ホットラインセンター (<http://www.internethotline.jp/>) の運用が開始された。

同センターでは、18年6月の運用開始から同年11月までの6か月間において23,739件の通報を受理しており、プロバイダ等に対して924件の違法・有害情報の削除依頼を行い、そのうち722件が削除された。

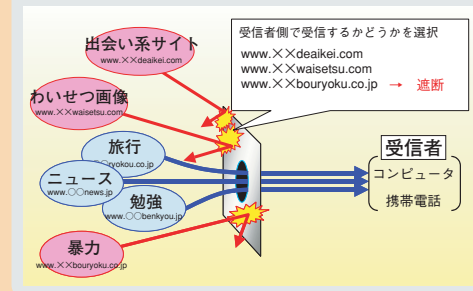
③ 自殺予告事案への対応

近年、インターネット上で自殺を予告する事案や自殺の呼び掛けを通じて知り合った者同士が自殺する事案が多発している。業界団体では、警察庁及び総務省と連携し、17年10月にインターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインを策定した。都道府県警察は、プロバイダ等から、このガイドラインに基づき、自殺を予告する者等に関する情報の開示を受け、インターネット上での自殺予告事案に対応している。18年中は、75件の事案に対応し、43人の自殺を行うおそれのあった者について説諭等の措置をとり、自殺を防止した。

コラム 1 フィルタリング導入の促進

インターネット上の違法・有害情報の氾濫がインターネット利用者に悪影響を与えており、特に、少年がこうした情報に気軽にアクセスし、児童買春等の被害に遭うといった事件が後を絶たない。このような違法・有害情報から少年を守るため、現在、コンピュータ及び携帯電話について、フィルタリング・ソフト又はサービス^(注2)の提供が行われている。都道府県警察では、少年、保護者及び学校職員等を対象とする講演等を通じ、インターネット上の違法・有害情報の実態等を紹介するとともに、フィルタリング・ソフト又はサービスの導入を勧めている。また、例えば、インターネット・ホットラインセンターや警視庁では、蓄積した違法・有害情報のデータベースをフィルタリング・ソフト又はサービスの開発事業者に提供するなど、産業界と連携した取組みを推進している。

図1-31 フィルタリングの仕組み



注1：インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、ホットライン運用ガイドラインに基づいて選別を行い、違法情報については警察に通報した上でプロバイダや電子掲示板の管理者等（以下「プロバイダ等」という。）に削除を依頼し、有害情報については直接プロバイダ等に削除を依頼する業務

注2：ウェブサイト上の違法・有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス

(4) サイバー犯罪の防止に向けた取組み

① 広報啓発活動

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校関係者等からの依頼による講演会、地域の各種セミナー、情報通信技術関連イベント等の機会を活用して、情報セキュリティ・アドバイザー等が、犯罪手口の実演を交えるなどしてサイバー犯罪の現状、対策等について周知を図るサイバーセキュリティ・カレッジを実施している。

また、広報啓発用パンフレットを配布するほか、情報セキュリティ対策ビデオのケーブルテレビでの放映、特定非営利活動法人POLICEチャンネルのウェブサイト（<http://www.police-ch.jp/>）等への掲載、警察署や図書館での貸出し等を推進したり、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp/>）において新たなサイバー犯罪の手口を紹介したりして、インターネットを利用する際の注意喚起を行っている。



情報セキュリティ対策ビデオ



警察庁ウェブサイト

② 民間企業等との連携

警察庁では、13年度から、有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成する総合セキュリティ対策会議を開催し、情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方について検討している。平成18年度総合セキュリティ対策会議においては、インターネットカフェ等における匿名性の問題と対策等について議論を行った。これを踏まえ、警察庁では、インターネットカフェやプリペイド式データ通信カードの利用者の本人確認の実施、インターネット・オークションにおける代金支払いシステムの改善等、安全に、かつ、安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた関係事業者への働き掛けを進めている。

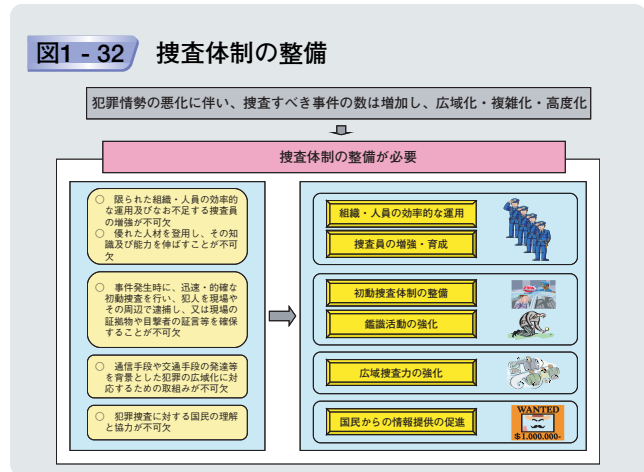
都道府県警察では、関係行政機関、プロバイダ、消費者団体等で構成されるプロバイダ連絡協議会等を設置し、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を行っている。

第2節 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

1 捜査体制の整備

(1) 組織・人員の効率的な運用と捜査員の増強・育成

犯罪情勢の悪化に伴い、捜査すべき事件の数は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、業務の合理化を徹底するとともに、限られた組織・人員の効率的な運用に努めているほか、効率的運用や合理化を進めてもなお不足する捜査員の増強を行い、捜査体制を強化している。また、優れた人材を登用し、その知識及び能力を伸ばすため、都道府県警察における捜査員としての任用予定者に対する教育訓練、警察大学校等における専門的な教育訓練等を施している。



(2) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、自動車の機動力をいかした捜査活動を行うため、機動捜査隊を編成し、事件発生時に現場や関係箇所へ急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。



機動捜査隊



現場鑑識活動

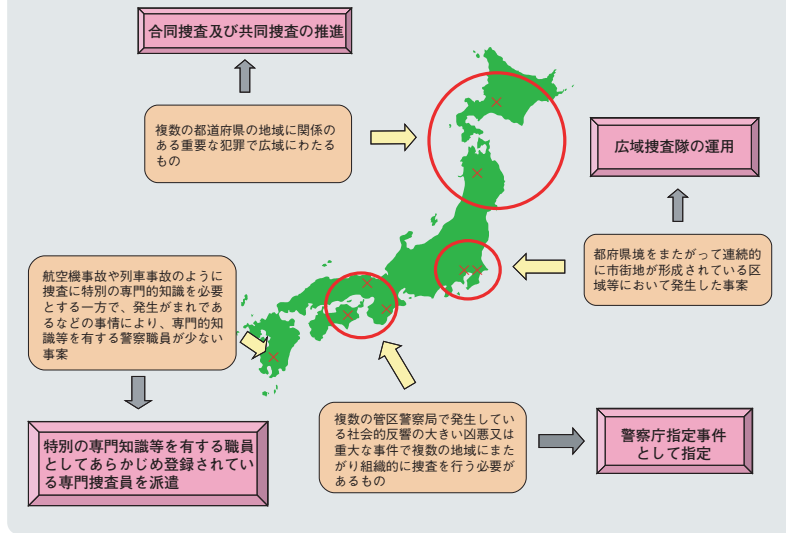
(3) 広域捜査力の強化

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。このため、都道府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められているほか（平成18年末現在、全国12地域で広域捜査隊の編成に関する協定を締結）、複数の都道府県警察による合同捜査や共同捜査を積極的に推進している。

また、航空機事故等に関する特別の専門的知識等を有する職員をあらかじめ専門捜査員として登録し、他の都道府県で発生した事案にも活用することができるようにしている。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局長の管轄地域で発生している社会的影響の大きい凶悪又は特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定し（19年2月までに24事件を指定）、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

図1-33 広域捜査



(4) 国民からの情報提供の促進

犯人を検挙し、事件を解決するためには、犯罪捜査に対する国民の理解と協力が不可欠である。そこで、警察では、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力及び事件に関する情報の提供を広く国民に呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見、検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

コラム 2 公的懸賞金の導入

近年、聞き込み捜査等の「人からの捜査」が困難化していることなどをも背景として、逃走中の重要犯罪被疑者の逮捕や、被疑者不詳の未解決重要事件の解決のため、広く国民から被疑者検挙に資する情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を図ることを目的として、警察庁が主体となり経費を負担して懸賞広告を実施する捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を平成19年度から導入した。同制度の対象となる事件等については、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で広報している。



(5) ち密かつ適正な捜査の推進

平成14年に富山県で発生した強姦及び同未遂事件につき、当時富山県警察が逮捕した者が服役を終えた後、別に被疑者がいることが判明したため、19年2月、検察官から再審請求がなされた。また、同月、15年に行われた鹿児島県議会議員選挙に関して鹿児島県警察が捜査した公職選挙法違反事件につき、判決において被告人らの自白の信用性が否定され、被告人全員に対し無罪が言い渡された（19年3月、判決確定）。

これらの社会的反響の大きな無罪判決等により、警察による捜査における取調べの在り方等について、厳しい指摘がなされている。警察では、国民の信頼を取り戻すとともに、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を全うするため、捜査員に対する指導・教育を強化して、供述内容等の吟味、裏付け捜査の徹底等によるち密かつ適正な捜査を強力に推進し、国民の信頼の回復に努めることとしている。

2 科学技術の活用

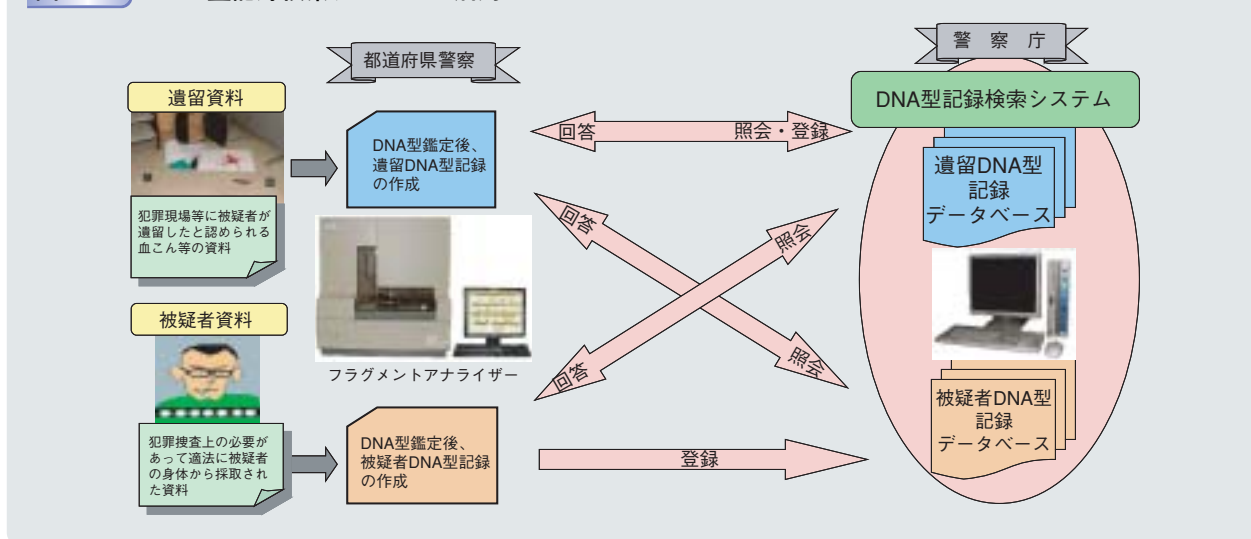
(1) DNA型鑑定・DNA型記録検索システム

DNA型鑑定とは、個人の識別を目的としてDNA型^(注)を鑑定することをいい、警察では、平成元年から犯罪捜査に活用している。

15年から、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた新たな鑑定法を導入しており、従来の方式による場合に比べて、より古く、微細な資料からの鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮され、より効果的かつ効率的な鑑定を行うことが可能となった。

また、警察庁では、16年12月から、犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料（以下「遺留資料」という。）のDNA型の記録（以下「遺留DNA型記録」という。）を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始し、17年9月には、DNA型記録取扱規則に基づき、遺留DNA型記録に加え、犯罪捜査上の必要があって適法に被疑者の身体から採取された資料（以下「被疑者資料」という。）のDNA型の記録（以下「被疑者DNA型記録」という。）を登録し、DNA型記録検索システムとして運用を開始するなど、DNA型の記録のデータベースを活用した犯罪捜査を推進している。

図1-34 DNA型記録検索システムの活用



事例

12年5月に鹿児島県内で発生した殺人事件の遺留資料について、18年5月、フラグメントアナライザーを用いた新たな鑑定法によるDNA型鑑定を実施し、これにより得られた遺留DNA型記録をDNA型記録検索システムで照会したところ、16年に福岡県警察が強姦致傷事件で逮捕した男（45）の被疑者DNA型記録に合致した。その後、所要の捜査を遂げ、この男を殺人罪で逮捕した（鹿児島）。

注：ヒトの個体のデオキシリボ核酸の塩基配列の特徴で、特定の座位における特定の塩基配列の繰り返しの回数等で表されるもの

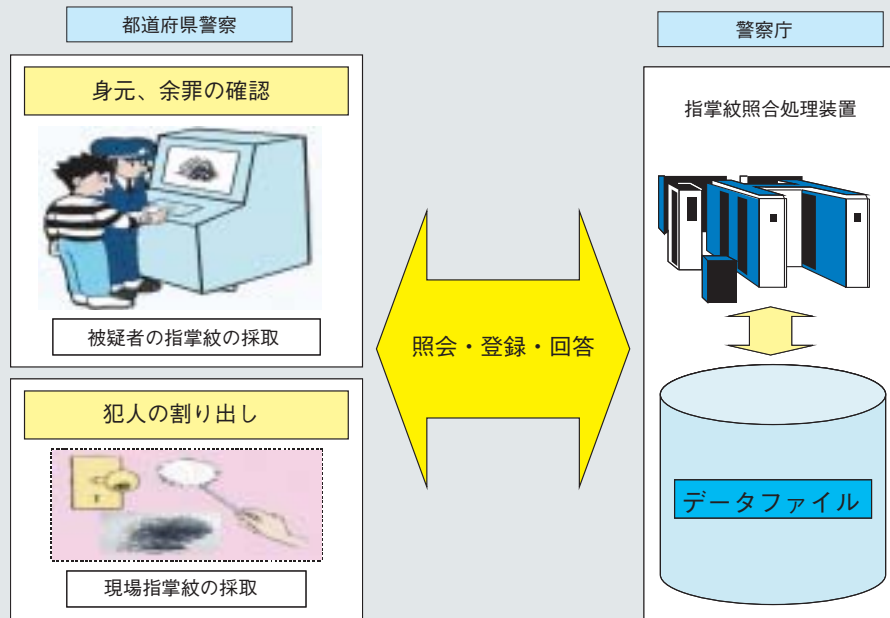
(2) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。

警察庁では、昭和57年から指紋自動識別システムを導入し、犯罪現場等から採取した指紋と被疑者から採取した指紋の自動照合を行うなど、遺留指紋の照合業務等を効率化した。平成10年からは、指紋を短時間で採取できるライブスキャナを導入し、現在ではすべての警察署に設置されている。

また、14年には、掌紋自動識別システムの運用を開始したほか、19年1月には、これら二つのシステムを統合し、指掌紋自動識別システムとして運用を開始した。

図1-35 指掌紋自動識別システムの活用



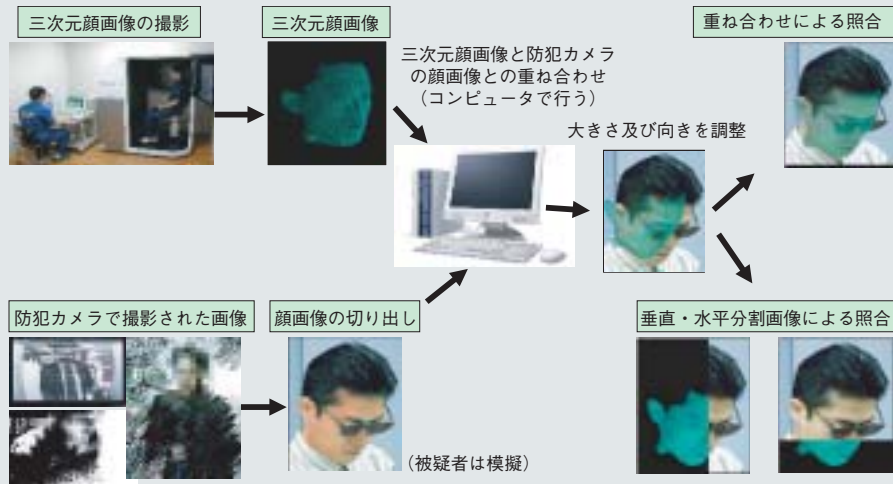
事例

18年9月に発生した窃盗等事件で、侵入した民家のたんすの引き出しから、犯人が遺留した可能性の高い掌紋を採取した。これを掌紋自動識別システムにより照合した結果、犯罪経歴のある無職の男（27）から過去に採取した掌紋と一致したため、所要の捜査を遂げ、同年10月、窃盗罪等で逮捕した（群馬）。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いていたり、サングラス等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に取得した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステムである。新たな鑑定法として期待されており、一部の道府県警察で犯罪捜査に活用されている。

図1 - 36 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



(4) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。

被害者と犯人のつながりが薄い事件や、物証・目撃情報が乏しい事件のように、通常の捜査活動では解決困難な事件の捜査で効果を発揮することが期待されており、警察では、現在、普及に向けた取組みを推進している。

コラム 3 情報の総合的な分析

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難化する中、犯罪の迅速な検挙を確保するためには、犯罪関連情報を総合的に分析することにより捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援する活動が重要である。警察庁では、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析する情報分析支援システム（CIS-CATS）（仮称）を構築し、捜査指揮の支援、よう撃捜査等、捜査の効率化・高度化を推進することとしている。

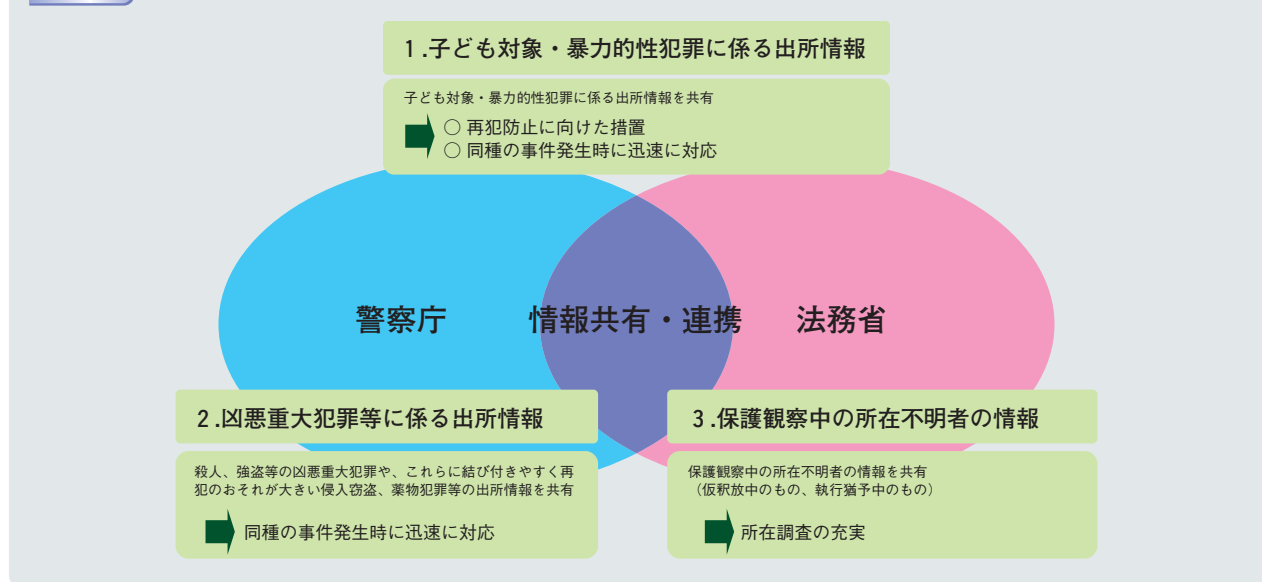


犯罪情報地理分析システム

3 法務省との情報の共有

警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。

図1-37 警察庁と法務省における情報の共有と連携



(1) 子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所情報の共有

警察では、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等に活用している。

(2) 凶悪重大犯罪等に係る出所情報の共有

警察では、凶悪重大犯罪等（殺人、強盗等の凶悪重大犯罪及びこれらの犯罪に結び付きやすく、再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物犯罪等）により刑事施設に服役し、出所した者又は出所する予定の者の入所罪名、出所年月日等の出所情報について、平成17年9月から、法務省から提供を受け、同種の犯罪が発生した場合の迅速かつ確かな被疑者の絞り込み等に活用している。

(3) 保護観察中に所在不明となった者の情報の共有

所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成17年12月から、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察がその者の所在調査に協力することとし、その者に関する情報を警察が把握した場合に、その情報を保護観察所に提供することなどにより、保護観察制度の適正な運用に寄与することとしている。

4 事件・事故への即応

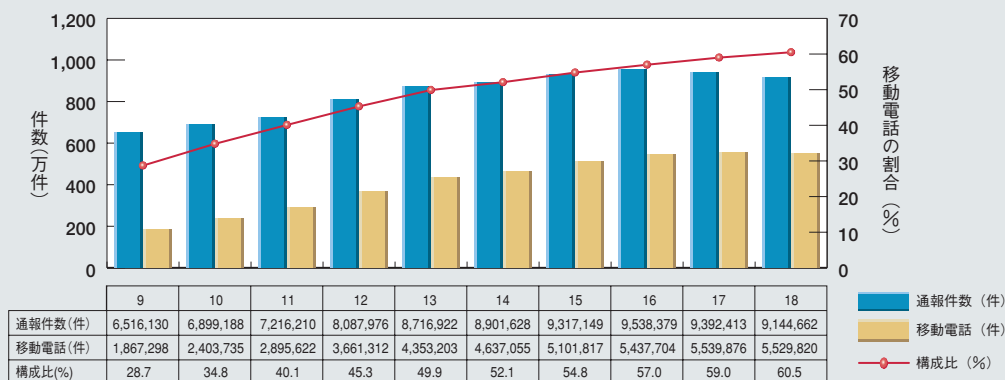
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに発生現場に向かい、犯人の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成18年中は約914万件と、前年より約25万件減少したが、依然として高い水準にある。これは、3.4秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報されたことになる。また、携帯電話等移動電話からの110番通報が半数以上（60.5%）を占め、件数は過去10年間で3.0倍になっている。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用するよう、また、警察による緊急の対応を必要としない相談等の電話には、専用の「#（シャープ）9110番」を利用するよう呼び掛けている。移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

図1-38 110番通報受理件数の推移（平成9～18年）



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成18年中の緊急配備の実施件数は8,240件（前年比1,893件減）であった。

また、同年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注2)の平均は、7分9秒



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、地域警察官を中心とする警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

であった。警察では、リスパンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めるとともに、19年4月1日より、北海道警察（北見方面）、警視庁、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察及び奈良県警察において、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）の運用を開始した。20年4月には、新たに北海道（札幌方面）のほか16府県警察で運用を開始する予定である。

（3）パトカー、警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約190隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、災害や山岳遭難等の事故発生時の救護活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機

事例 平成18年8月、静岡県下で集中豪雨があり、下流域の酒匂川（神奈川県）で、急激な増水により大規模な水難事故が発生した。神奈川県警察航空隊は、直ちにヘリコプターを出勤させ、川に流されている者や中洲に取り残されている者等10人を救助した（神奈川県）。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、駅構内に本隊や分駐隊を置いて、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、すり、置き引き、痴漢等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、鉄道警察隊に設置している「女性被害相談所」等において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例 女子高校生は、平成18年5月下旬から数回にわたり、登校途中の電車内において、胸や下半身を触られる痴漢被害に遭っていたことから、同年6月、鉄道警察隊に相談した。私服の鉄道警察隊員が同高校生に同行して電車に乗り込み、周辺を警戒していたところ、同高校生の臀部を手でなで回す男（36）を発見し、迷惑防止条例違反（痴漢）で現行犯逮捕した（千葉）。

5 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成19年4月1日現在、全国に交番は6,185か所、駐在所は7,123か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

事例

平成18年5月、深夜帯に徒歩でパトロール中の地域警察官が、管内で連続発生する強盗事件等の手配者と酷似した男(27)を発見した。警察官は、その姿を見て足早に走り去ろうとした男を呼び止めて職務質問したところ、その男が、いきなり警察官に突き飛ばすなどの暴行を加えたことから、公務執行妨害の現行犯として逮捕した。その後の捜査により、その男には、強盗事件等約60件の余罪があることが判明した(奈良)。

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。

また、駅、交通要点等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

18年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は32万7,524人と、警察による刑法犯の総検挙人員の85.2%を占めている。



立番

④ 交番相談員の活用

19年4月1日現在、全国で約5,600人の交番相談員が配置され、都市部の主要な交番等で活動している。

交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、交番等で事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事している。その多くは、経験や知識を有する、警察官を退職した者である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

② 交番・駐在所連絡協議会

平成18年末現在、全国の交番・駐在所に1万2,995の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見要望を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。



巡回連絡

③ 情報発信活動

地域警察官は、様々な活動を通じて、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。例えば、管轄地域で侵入窃盗事件が発生した場合に、発生地域や手口等を記載した「交番速報」を作成し、あらかじめ登録した送付先にファックスで送付したり、自治会の掲示板のような地域住民の目に触れやすい場所へ掲示したりしている。また、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じた回覧等を行っている。



交番連絡協議会



ミニ広報紙

(3) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者等に返還するため、遺失・拾得届の受理業務を行っている。平成18年中に拾得届のあった金品のうち、通貨は約7割、物品は約3割が遺失者に返還されている。

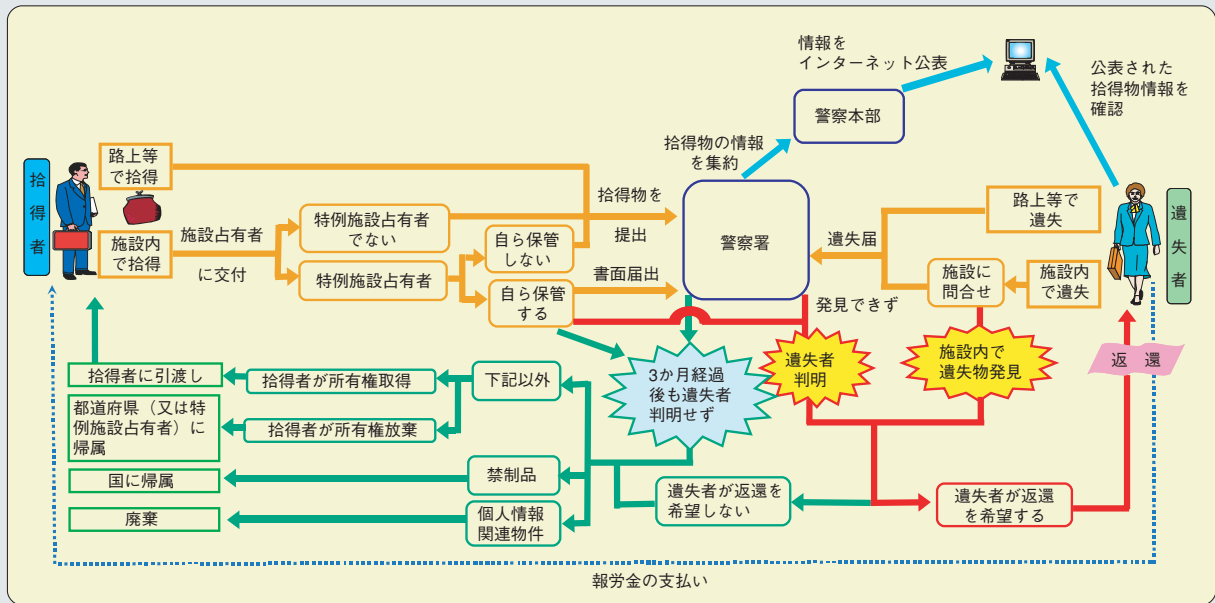
表1-14 遺失物・拾得物の取扱い状況（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
	通貨（億円）	拾得届	129	128	132	139
	遺失届	399	391	409	414	409
物品（万点）	拾得届	1,017	1,047	1,070	1,158	1,222
	遺失届	672	671	742	743	761

警察の遺失物取扱業務は、明治32年に制定された遺失物法に基づいて行われているが、近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、拾得物の数は増大し、また、携帯電話等、新しい種類の拾得物も多くなっている。こうした情勢を踏まえ、国民にとって利便性が高く、合理的な遺失物の取扱いの仕組みを構築するため、平成18年6月、遺失物法が改正された（改正遺失物法は、19年12月10日から施行される予定）。改正遺失物法の概要は、次のとおりである。

- ・ 遺失場所を問わず拾得物を発見することができるようにするため、インターネットにより拾得物に関する情報の公表等を行うこと。
- ・ 拾得物の保管期間を6か月から3か月に短縮すること。
- ・ 傘等、大量・安価な物件や保管に不相当な費用を要する物件については、2週間以内に返還ができないときは売却等の処分をすることができること。
- ・ キャッシュカードや携帯電話等、個人の一身に専属する権利や個人の秘密が記録された文書等（個人情報関連物件）については、拾得者が所有権を取得できないこと。
- ・ 鉄道事業者やバスの事業者等、取り扱う拾得物が多数に上り、かつ、これを適切に保管できる施設占有者（特例施設占有者）については、高額な物件等を除き、届出をした物件の警察署長への提出を免除すること。

図1-39 改正遺失物法における遺失物の取扱いの流れ



(4) 交番機能の強化

交番は、地域住民の安全と安心のよりどころとなっているが、近年、対応を要する事件・事故等が急増していること、悪化する治安情勢に対応してパトロールを強化していることなどの要因により、交番に地域警察官が不在になることが多い「空き交番」^(注)が多数生じていた。

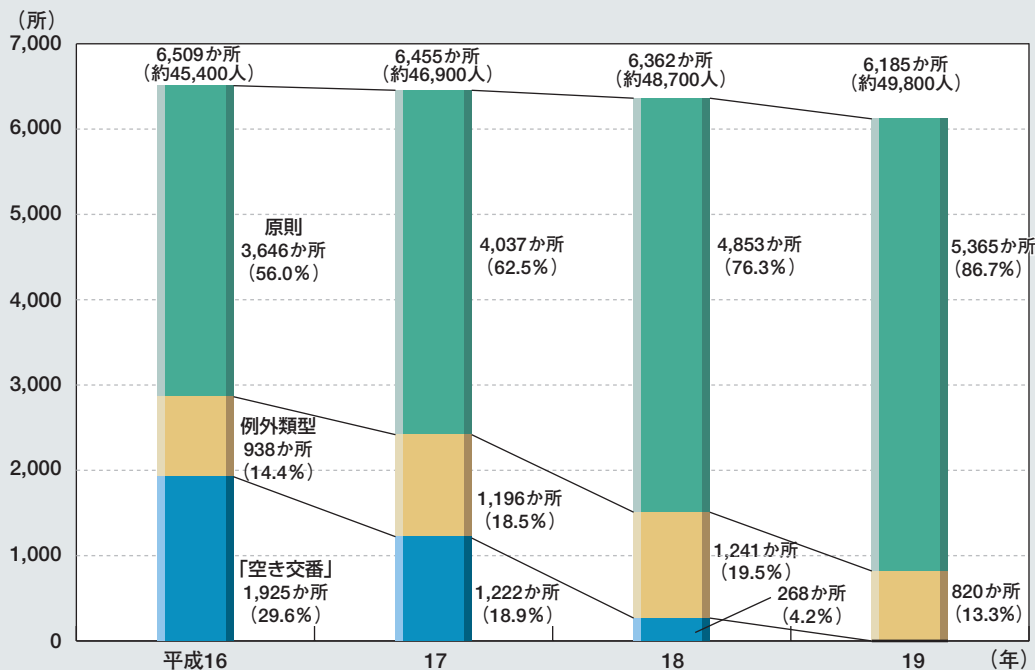
その解消を求める国民の要望は強く、警察では、交番の地域警察官の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等によって「空き交番」を解消するための計画を策定し、地域住民の理解を得ながら取組みを進めてきた。

計画では、平成19年春を目途に「空き交番」を解消し、交番機能を強化することを目標とし、交番には、原則として一当務に2人以上の地域警察官を配置することとした。管内の警察事象が少ない交番は、例外的に一当務2人未満の配置とする場合もあり、このような交番については、交番相談員やパトカーの活用、テレビ電話等の不在対策機器の設置等による補完体制を確立することとした。

その結果、18年4月1日現在、「空き交番」は全国に268所（全交番の4.2%）あったが、19年4月1日現在、「空き交番」は解消されている。警察では、今後とも「空き交番」が生じないように、交番機能の強化に努めることとしている。

なお、「空き交番」解消後も、事件・事故等に対応するため、地域警察官が一時的に不在にすることはあり得るので、住民に不安感を与えないよう、補完体制の更なる充実に努めている。

図1-40 空き交番解消計画（平成16～19年）



原則：一当務2人以上の交替制交番

例外類型：一当務2人以上の交替制交番ではないが、警察事象の少ない地域にあり、補完体制等により「空き交番」に該当しないもの

注：地域警察官の不在が常態化している交番

第3節 安全で安心な暮らしを守る施策

1 安全・安心なまちづくりの全国展開

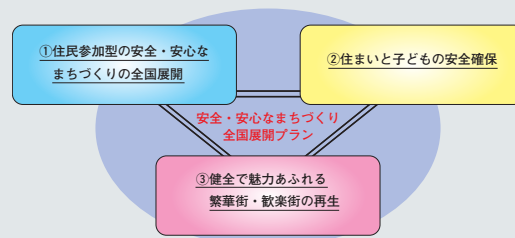
(1) 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、全国の地域住民の間では、警察等の取締りだけに頼るのではなく、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする気運が高まっている。政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させて推進していくこととした。警察庁も、これらの取組みに積極的に参画している。

(2) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」

このプランは、官民連携した安全・安心なまちづくりに関し、平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を補完するとともに、更にこれを加速化させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめたものである。同プランには、図1-41の①～③の重点課題別に合計61の推進施策が盛り込まれている。

図1-41 安全・安心なまちづくり全国展開プラン



(3) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく施策の推進

平成17年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な功績又は功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度を新設することが決定された。これに基づき、18年10月11日、首相官邸において、10団体に対し、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。



安全・安心なまちづくり
関係功労者表彰



安全・安心なまちづくりの日
ポスター

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、10月9日には全国で活躍する防犯ボランティア団体の活動内容を発表する場として「防犯ボランティアフォーラム2006」（(財)全国防犯協会連合会主催、警察庁後援）が、10月10日には防犯まちづくりに積極的な取組みを行っている自治体の発表・意見交換の場として「安全・安心なまちづくりワークショップ」（(社)都市防犯研究センター主催、警察庁後援）が、それぞれ開催された。



防犯ボランティア
フォーラム

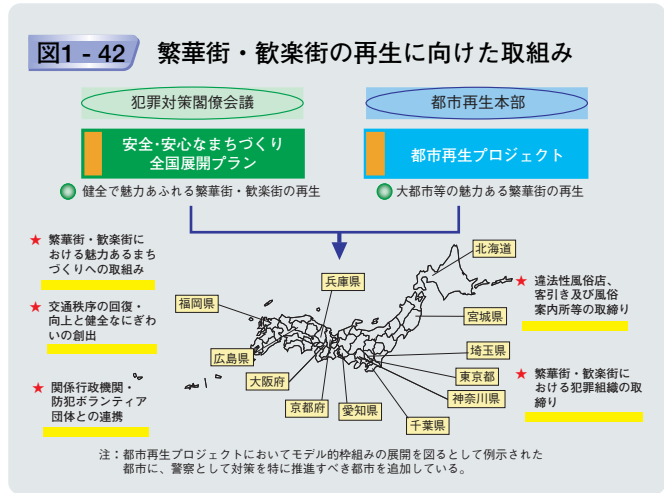


安全・安心なまちづくり
ワークショップ

(4) 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

全国各地の繁華街・歓楽街における風俗環境は、取締り等の強化により改善されつつあるものの、依然いかがわしい広告や悪質な客引き行為が後を絶たず、また、暴力団や来日外国人犯罪組織による資金の獲得や謀議、情報交換の拠点となっているなど憂慮すべき状況にある。

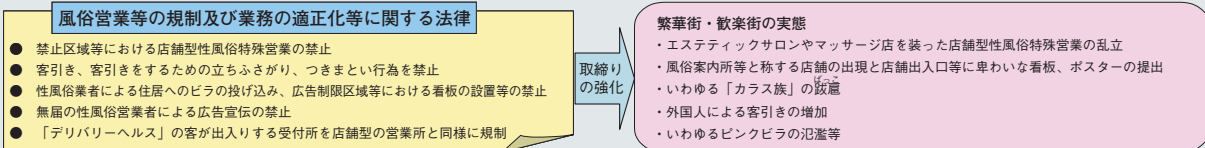
「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」には、それぞれ「健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生」及び「大都市等の魅力ある繁華街の再生」が盛り込まれている。主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。



① 違法風俗店、客引き及び風俗案内所等の取締り

警察では、繁華街・歓楽街の環境浄化のため、違法営業に対する取締りを強化している。

図1-43 違法営業に対する取締りの強化



事例1 札幌市は、風俗環境を浄化するため、性風俗店等に係る勧誘行為・誘引行為の禁止、卑わいな広告物の掲示等の禁止行為等を盛り込んだ「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」（通称「薄野条例」）を制定したことから、警察が集中的に取締りを展開したところ、いわゆる「カラス族」（黒服を着た客引き）等による悪質な客引きが減少し、卑わいな看板が姿を消すなどの効果を上げている（北海道）。



② 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り

暴力団は、依然として各地の繁華街・歓楽街において、違法性風俗店や違法カジノ店等の経営への関与、規制薬物の密売、性風俗店や飲食店等からのみかじめ料、用心棒料等の徴収を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。また、繁華街・歓楽街においては、利権をめぐる暴力団同士の縄張り争いに起因するとみられる事案が発生している。警察では、これらに対し、各種法令を駆使して取締りを強化している。

③ 関係行政機関・防犯ボランティア団体との連携

警察では、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、入国管理局、消防等の関係行政機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力団排除活動等の取組みを推進している。



広報啓発ポスター

事例2

平成18年12月、警視庁、新宿区及び新宿繁華街犯罪組織排除協会の働き掛けに応じ、東京都新宿区の歌舞伎町地区のいわゆるホストクラブ、キャバクラその他の飲食店の経営者、一般企業の関係者等約1,300名は、「みかじめ料不払い宣言大会」を開催し、暴力団の資金源を遮断するための「みかじめ料等不払い宣言」を行い、暴力団からの要求を断固拒否することを誓い合った。

私達は、暴力団の資金源となる「みかじめ料」などの一切の不当要求を断固たる決意のもと、一丸となって拒否するために

◎ 団結して恐れない

◎ 強い勇気を持って対決する

◎ 「みかじめ料」などを今後支払わない

のスローガンのもと、明るく安全で安心な街「新宿」を目指し、「みかじめ料等不払い」をここに宣言する。

みかじめ料等不払い宣言



みかじめ料不払い宣言大会



ステッカーのサンプル

④ 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

繁華街・歓楽街では、違法駐車、道路上での営業を不法に常態化している露店や屋台、道路上に不当に設置された性風俗店の立て看板等により、交通秩序が乱されている実態がみられる。警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ポラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車や道路不正使用に対する指導・取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が行われる場合には、その社会的意義を考慮しつつ、イベント等の開催に必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

事例3 京都府の中心的な繁華街である祇園・木屋町地域では、週末の夜間を中心として、「ギンギン族」と呼ばれる若者が改造車から大音響で音楽を流して周囲に迷惑をかけていたほか、「ギンギン族」の車両や客待ちをするタクシーによる二重駐車、自動二輪車の歩道駐車が目立つなど、交通秩序が著しく乱れていたことから、京都府警察では、17年10月、繁華街対策の専従部隊である「祇園・木屋町特別警察隊」（119名）の編成等により、検問による不法改造車両等の取締り、夜間の徹底した違法駐車取締り等を進めている。



対策前の祇園・木屋町地域



対策（車両検問の実施状況）



対策後

⑤ 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりのためには、関係者の間で、繁華街・歓楽街が抱える問題点について十分に議論し、その再生のために何が必要であるかの合意を形成することが不可欠である。警察としても、これまで、市区町村、地域住民、事業者や関係機関等から構成される協議会等の設置に向けた働き掛けを行ってきたが、今後、より一層、これを強化するとともに、既に立ち上げられているまちづくりに関する協議会等に積極的に参画し、情報提供、意見陳述等を行い、魅力ある繁華街・歓楽街の再生に向けた取組みを積極的に支援していくこととしている。

事例4 愛知県警察は愛知県と共に、18年11月、同県内の繁華街・歓楽街で環境浄化に取り組む関係者が意見交換を行う「歓楽街サミット」を開催した。この「歓楽街サミット」では、基調講演のほか、新宿区や歌舞伎町商店街振興組合の担当者、地元のボランティアらによるパネルディスカッションも行われ、参加者の情報共有とネットワークの構築が図られた。



「歓楽街サミット」の開催状況



「歓楽街サミット」の
ポスター

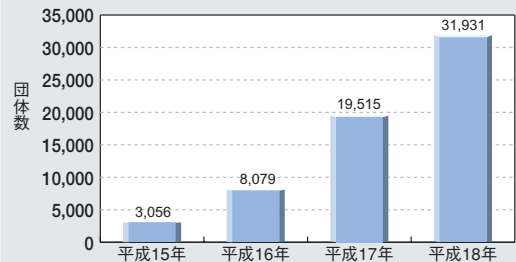
2 地域社会との連携による治安回復への取り組み

(1) 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりを実現するためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。

平成18年12月末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体数は、全国で31,931団体（17年末と比べ12,416団体増）^(注)であった。これらの団体の構成員は約198万人（17年末と比べ約79万人増）であり、その多くは、町内会、自治会その他の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

図1-44 防犯ボランティア団体の増加状況



(2) 自主防犯活動に対する支援

警察では、平成16年6月に警察庁で取りまとめた「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」及び17年6月に犯罪対策閣僚会議で決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づき、自主防犯活動に対する支援を推進している。

17年度からは、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を全国で実施しており、パトロールに必要な装備品の貸与等を行っている。

なお、19年度は、子どもの安全確保のための活動への支援を事業の重点としている。

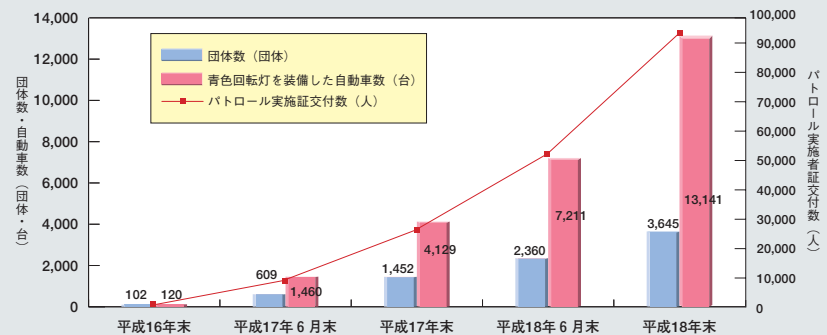


地域住民による子ども見守り隊

また、国土交通省と連携し、16年12月から、防犯パトロール活動を行う自動車に一定の条件の下、青色回転灯を装備することが可能となる仕組みづくりを行い、18年12月末現在、全国で3,645団体、13,141台の青色回転灯装備車が防犯パトロールを行っている。

このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>)を立ち上げ、全国約4,000の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約400団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

図1-45 自動車に青色回転灯を装着した防犯パトロールの実施状況



注：平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体に限る。また、防犯協会、少年警察関係団体及び2以上の都道府県にまたがって活動している団体は除く。

(3) 犯罪情報や地域安全情報の提供

地域住民が身近に感じる犯罪発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するために、警察では、地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報を様々な手段・媒体を用いて提供している。

図1-46 電子メールやウェブサイトを活用した情報発信

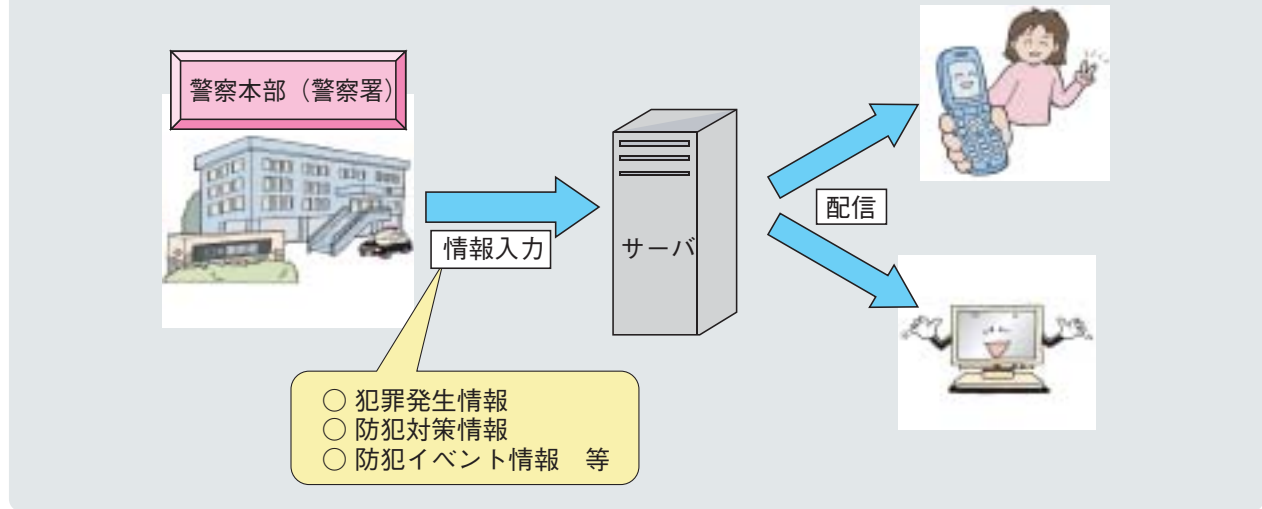
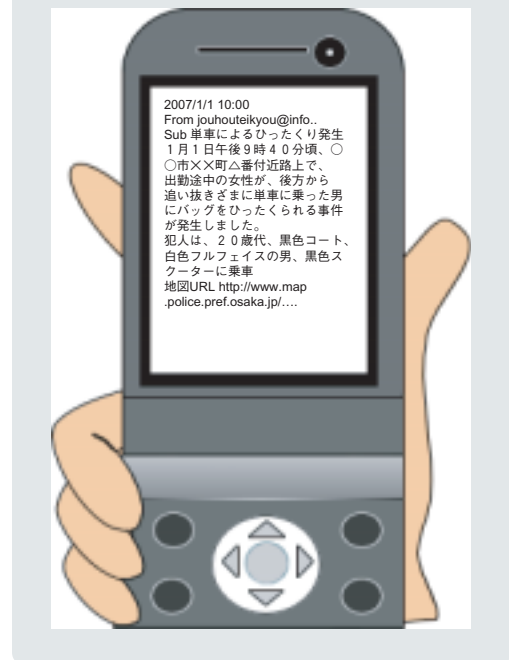


図1-47 ウェブサイトによる情報発信（例：侵入盗）



図1-48 携帯電話電子メールによる情報発信



3 警察安全相談等への対応

(1) 警察安全相談の充実強化

警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、各都道府県の警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置している。また、110番通報をするほどの緊急性のない相談に的確に対応するため、「#9110」番^(注)に電話をかければ警察本部に設置された警察相談専用電話に自動的に接続するシステムを導入している。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導・警告を行うなどして被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談も寄せられているが、これについても円滑な引継ぎを行っている。

(2) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案への対応

警察では、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案について、被害者の意思を踏まえ、加害者に対して厳正な対処を行うとともに、事案に応じて、自衛・対応策の教示や関係機関の紹介等を行っている。

図1-49 相談取扱件数の推移（平成9～18年）

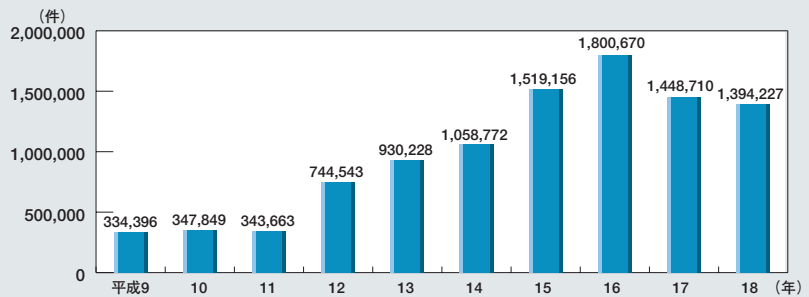


図1-50 相談内容の内訳

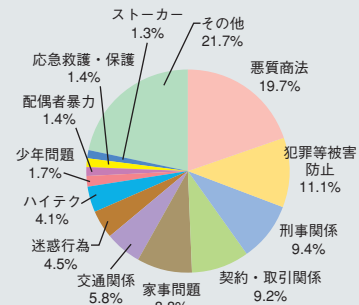
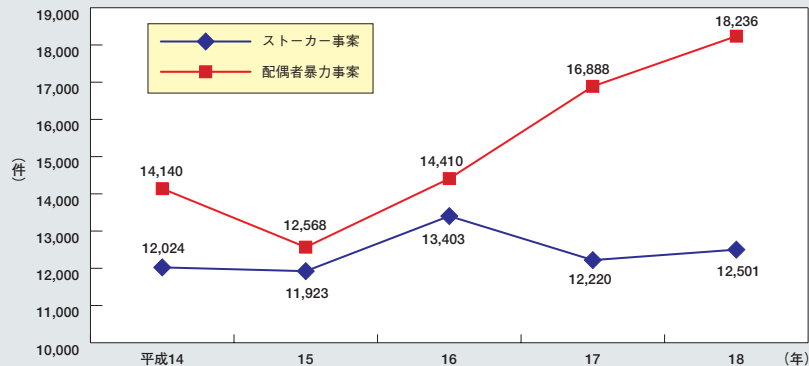


図1-51 ストーカー事案・配偶者暴力事案^(注)の認知件数の推移（平成14～18年）



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。配偶者からの暴力事案の認知件数は、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話を設けており、警察庁ウェブサイト等で広報している。

図1-52 ストーカー事案対策の枠組み

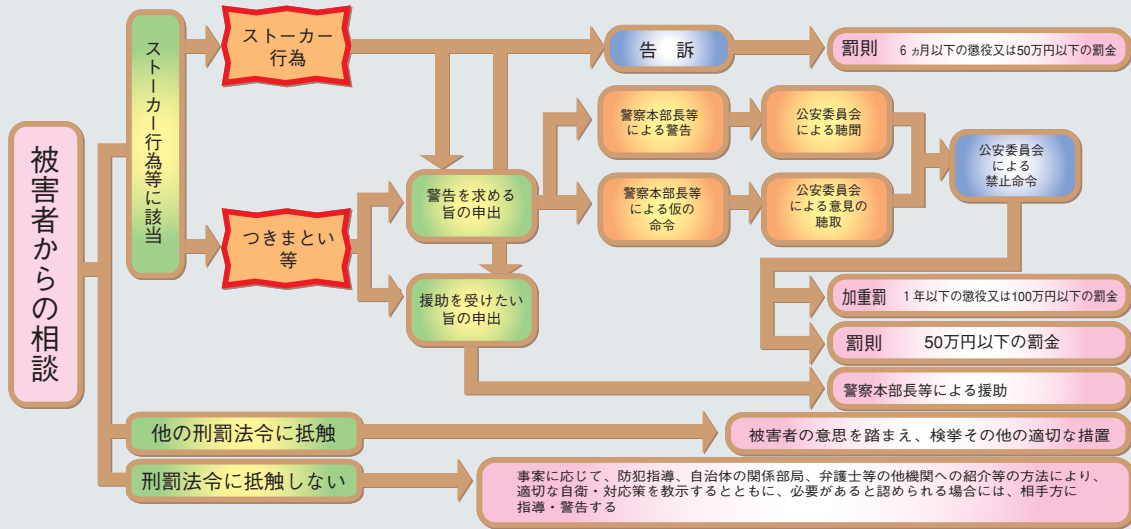


表1-15 ストーカー規制法の適用状況（平成16～18年）

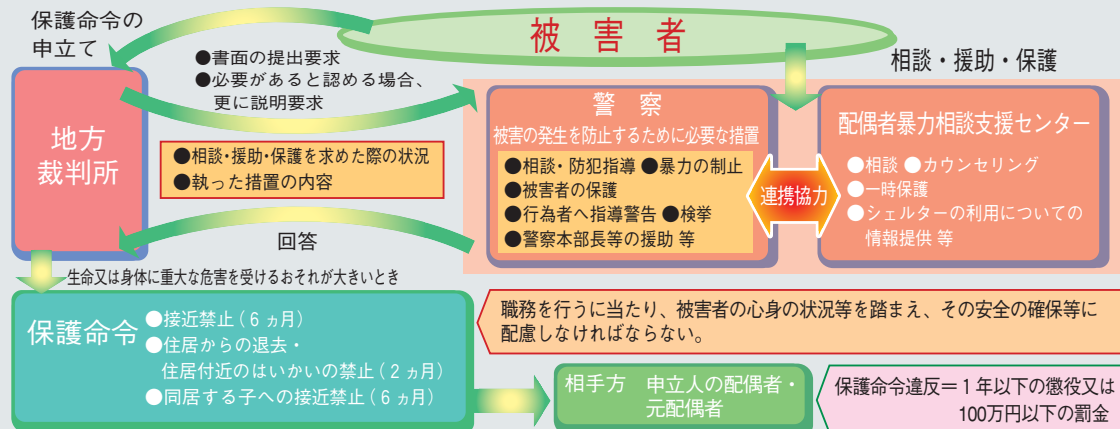
区分	年次	16	17	18	対前年増減率 (%)
警告（件）		1,221	1,133	1,375	21.4
禁止命令等		24	22	19	△13.6
仮の命令		0	1	0	—
援助		1,356	1,569	1,631	4.0
検挙（ストーカー行為罪）		200	198	178	△10.1
検挙（禁止命令等違反）		6	2	5	150.0

表1-16 配偶者暴力防止法に基づく対応状況（平成16～18年）

区分	年次	16	17	18	対前年増減率 (%)
裁判所からの書面提出要求 ^(注1) （件）		1,541	2,025	2,172	7.3
裁判所からの保護命令通知 ^(注2)		1,774	2,178	2,247	3.2
接近禁止命令のみ		1,176	1,657	1,722	3.9
子への接近禁止命令 ^(注3)		45	879	986	12.2
退去命令のみ		5	4	8	100.0
接近禁止命令及び退去命令		593	517	517	0
子への接近禁止命令 ^(注3)		18	329	350	6.4
保護命令違反の検挙件数		57	73	53	△27.4
警察本部長等の援助 ^(注3)		254	3,519	4,260	21.1

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況等を記載した書面の提出を求められた件数
 注2：警察が裁判所からの保護命令発令の通知を受けた件数
 注3：当該規定は、平成16年12月2日から施行

図1-53 配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関の連携



4 犯罪防止に配慮した環境設計

(1) 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、平成12年2月、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定した。

15年7月、関係省庁と共に、市街地の特性に応じた防犯対策等を取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」を公表するなど、更なる検討を行い、18年4月には、安全・安心まちづくり推進要綱を改正し、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図っている。

(2) 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

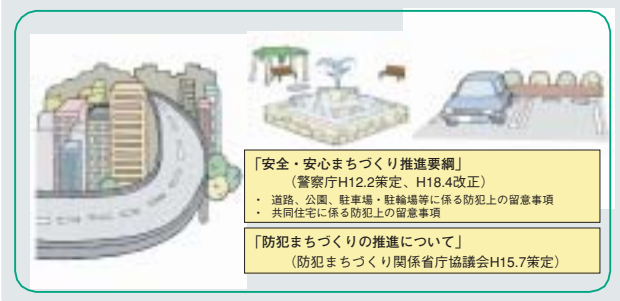
警察では、防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進している。平成19年3月末現在、防犯優良マンション制度は、13都道府県（北海道、東京、千葉、静岡、福井、京都、大阪、広島、山口、徳島、愛媛、大分、沖縄）で、防犯モデル駐車場制度は、8都府県（東京、千葉、福井、京都、大阪、広島、大分、沖縄）で整備・運用されている。

(3) 街頭防犯カメラ等の整備

警察では、犯罪の防止や事件発生後の捜査活動に資するため、平成19年3月末現在、9都府県で337台の街頭防犯カメラを整備している。これらは、強盗事件等の犯人検挙の証拠としてその記録映像が活用されるなどしており、地区内の刑法犯認知件数の減少に効果を上げている。また、地方公共団体や商店街等が、地域の防犯活動の一環として街頭防犯カメラを設置する例も増えている。

緊急時には警察への通報等も可能な街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置^(注)は、国からの補助事業等として整備が進められ、19年3月末現在、全国でそれぞれ57地区計526基、57地区計390基が設置されている。

図1-54 犯罪防止に配慮した環境設計による犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保



防犯に配慮したマンションの認定制度



防犯に配慮した駐車場の認定制度



街頭緊急通報システム



子ども緊急通報装置

注：街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）は、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察への通報や映像の伝送をすることができるものであり、子ども緊急通報装置は、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、これも、緊急時には警察へ通報をすることができる。これらは、国からの補助事業等のほか、都道府県の独自事業としても整備されている。

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

平成18年5月には、近年国際的な問題となっている人身取引の防止と違法営業の抑止を図ることを目的とした風営適正化法の一部改正法が施行された。

表1-17 風俗営業の営業所数の推移（平成14～18年）

区分	年次				
	14	15	16	17	18
総数(軒)	120,712	117,873	115,955	112,892	111,528
第1号営業(キャバレー等)	4,868	4,941	5,056	4,914	4,505
第2号営業(料理店、カフェ等)	68,058	67,103	67,031	66,217	66,998
第3号営業(ナイトクラブ等)	622	604	596	572	558
第4号営業(ダンスホール等)	421	386	370	343	326
第5号及び第6号営業	22	21	23	14	13
第7号営業	35,222	34,059	32,770	31,317	30,037
まあじやん屋	18,584	17,850	17,021	16,030	15,247
ばちんこ屋等 ^(注)	16,504	16,076	15,617	15,165	14,674
その他	134	133	132	122	116
第8号営業(ゲームセンター等)	11,499	10,759	10,109	9,515	9,091

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

上記の改正風営適正化法の施行に伴い、近年増加傾向にあった無店舗型性風俗特殊営業の派遣型ファッションヘルス等の届出数が大幅に減少した。

表1-18 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成14～18年）

区分	年次				
	14	15	16	17	18
総数(軒)	27,024	32,340	37,891	42,583	47,492
店舗型性風俗特殊営業	10,956	10,806	10,630	10,360	6,790
第1号営業(ソープランド等)	1,276	1,310	1,304	1,306	1,248
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)	994	1,010	1,013	1,021	823
第3号営業(ストリップ劇場等)	524	509	456	439	192
第4号営業(ラブホテル等)	6,868	6,710	6,636	6,414	4,167
第5号営業(アダルトショップ等)	1,294	1,267	1,221	1,180	360
無店舗型性風俗特殊営業	14,266	19,349	24,386	28,854	9,610
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)	12,251	16,864	21,570	25,727	8,936
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)	2,015	2,485	2,816	3,127	674
映像送信型性風俗特殊営業	929	1,334	2,031	2,575	626
店舗型電話異性紹介営業	514	483	469	432	299
無店舗型電話異性紹介営業	359	368	375	362	167

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、14年以降緩やかな減少傾向にある。

表1-19 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移

区分	年次				
	14	15	16	17	18
総数(軒)	270,916	269,384	269,452	266,435	269,335

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

平成18年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は20.0%（182人）で、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、いわゆるピンクビラのほか、ウェブサイト、週刊誌等を広報媒体として利用する事犯が目立つほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表1-20 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	年次	14		15		16		17		18	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		2,901	1,200	2,411	1,144	2,011	1,012	2,214	1,026	1,863	928
街類型	勧誘等	234	227	230	231	239	240	269	272	281	285
	場所提供	69	132	95	144	81	143	124	214	166	202
管理型	管理売春	4	7	8	11	6	20	19	32	10	13
	資金提供	9	9	6	6	6	7	11	10	8	8
派遣型	周旋	2,015	747	1,459	685	1,042	542	1,003	421	790	359
	契約	539	62	610	65	632	53	785	70	594	55
その他		31	16	3	2	5	7	3	7	14	6

事例

山口組傘下組織構成員（39）ら7人は、18年3月ころ、売春の周旋をする目的で、女性を装って携帯電話の出会い系サイトの掲示板に売春の相手を求める書き込みをするなどして売春客を誘引し、女性に対し不特定の遊客を相手方として売春をさせ、その対償の一部を取得するなどした。同年8月までに、売春防止法違反（周旋、契約）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（犯罪収益等收受）等で逮捕した（大阪）。

18年中の風営適正化法による検挙状況をみると、前年に比べ、客引き事犯に対する検挙が特に増加しており、特に、社交飲食店^(注)の従業員による客引き事犯の検挙が多数を占めた。

わいせつ事犯では、公然わいせつ、わいせつ物頒布等共に増加しており、近年では、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

表1-21 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	14		15		16		17		18	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	1,785	2,520	1,890	2,623	2,175	3,120	2,523	3,765	3,118	4,362
禁止区域等営業	622	903	601	971	700	1,255	711	1,411	643	1,258
年少者使用	444	689	421	619	453	615	468	665	536	730
客引き	176	236	257	336	386	560	496	737	656	999
無許可営業	186	178	232	237	276	270	432	462	560	609
構造設備・遊技機無承認変更	71	146	102	157	114	175	113	172	119	206
20歳未満客への酒類提供	105	233	84	164	55	119	92	180	94	202
その他	181	135	193	139	191	126	211	138	510	358

表1-22 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成14～18年）

区分	14		15		16		17		18	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	1,966	1,854	2,070	1,888	2,171	2,041	2,412	2,316	2,769	2,628
公然わいせつ	1,573	1,371	1,706	1,456	1,669	1,451	1,741	1,502	1,999	1,715
わいせつ物頒布等	393	483	364	432	502	590	671	814	770	913

(3) 国際的な人身取引事犯に対する警察の取組み

近年、人身取引の防止が国際的な課題となっており、警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

平成18年中の人身取引事犯の検挙人員の内訳は、経営者等が54人、仲介業者が24人であった。また、被害者の国籍は、フィリピン（30人）、インドネシア（14人）、中国（台湾）（10人）が多く、これらが全体の93.1%を占めた。被害者の保護時の在留資格は、「不法入国」（20人）、「興行」（18人）が多数を占めた。

表1-23 人身取引事犯の検挙状況と被害者数の推移（平成14～18年）

区分	14	15	16	17	18
検挙件数（件）	44	51	79	81	72
検挙人員（人）	28	41	58	83	78
検挙プロカー（人）	7	8	23	26	24
被害女性総数（人）	55	83	77	117	58

事例

飲食店経営のタイ人女性（39）は、17年9月及び11月、営利の目的でインドネシア人女性（19）ら2人を買ひ受け、服従させるために黒魔術により呪殺するなど告知して畏怖させた上、同飲食店において飲食客の接待に従事させるとともに、不特定の遊客を売春の相手方として紹介するなどして売春を強要した。18年4月までに、経営者を出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反（不法就労助長）、売春防止法違反（管理売春）、人身売買罪及び強要罪で、同店従業員のタイ人女性（29）を入管法違反（不法就労助長）及び人身売買罪で、経営者らにインドネシア人女性を売り渡したインドネシア人女性（29）を入管法違反（不法残留）、人身売買罪及び強要罪で逮捕した。なお、警察は、この売春を強要されるなどした女性2人からの求めにより、婦人相談所等で一時保護し、国際機関の支援により本国へ帰国させた（栃木）。

注：キャバレー等の風営適正化法第2条第1項第2号の営業の許可を受けている店舗

(4) 銃砲の適正管理と危険物対策

① 猟銃等の管理と改造エアガン等の取締り

狩猟、有害鳥獣駆除等のため、猟銃・空気銃を所持しようとする者は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の規定により、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行い、不適格者の排除に努めている。

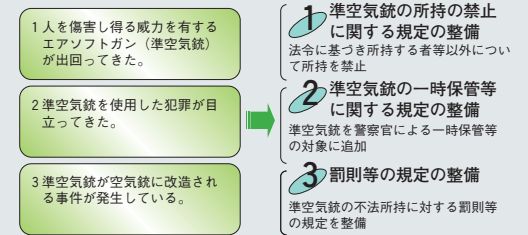
また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

さらに、威力を高めた改造エアガンや所持することのできない刀剣類がインターネット等を利用して取引されていることから、警察では、このようなエアガン等の取締りを強化している。

なお、「準空気銃^(注)」の所持を原則禁止する、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、平成18年8月に施行された。

- ・許可を受けている猟銃・空気銃の数（18年末現在）・・・33万9,109丁
- ・許可を受けている者の数（18年末現在）・・・17万5,374人
- ・不許可等とした申請数（18年中）・・・13件
- ・許可の取消件数（18年中）・・・80件

図1-55 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要



	（漁業調整規則を含む。） 空気銃 所持の禁止	現行法で規制	人の生命に危険を及ぼし得る威力
	改造のものには空気銃の不法所持として取締り	新規規制	人の生命には危険を及ぼさないが人を傷害し得る威力
エアソフトガン（※）	準空気銃 所持の禁止	規制なし	人にほとんど傷害を与えない威力
	準空気銃に該当しないエアソフトガン		

（※）エアソフトガン
 ・ ・ ・ 圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有するが、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有しないもの

事例 ボクシングジム経営者（30）は、18年5月、法定の除外事由がないにもかかわらず、「サムライソード」と称する刀24振を、販売する目的で所持していた。同年6月、銃刀法違反（不法所持）で逮捕するとともに、同年11月、この経営者に刀を卸していた輸入業者（59）ら2人を銃刀法違反（不法所持）で逮捕した。また、本件において、同経営者及び輸入業者ら2人が所持していた刀計55振を押収した（京都）。

② 火薬類、放射性物質等の安全対策

火薬類や放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定により、都道府県公安委員会に届け出ることとされている。警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に事前指導や指示等を行っている。

また、火薬類取扱場所への立入検査等により、火薬類の盗難、不正流出等の防止に努めている。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| <運搬届出の受理件数（18年中）> | <立入検査の件数（18年中）> |
| ・火薬類関係・・・4万8,014件 | ・火薬類関係・・・2万2,512件 |
| ・放射性同位元素等関係・・・1,122件 | |
| ・核燃料物質等関係・・・640件 | |

事例 高圧ガス販売会社の経営者（39）ら3人は、18年6月、知事に届け出ることなく販売所の敷地内に高圧ガス充てん済み容器57本を貯蔵し、販売主任者を選定せずに業務を行っていた。同月、高圧ガス保安法違反（販売主任者選任義務違反等）で検挙した（警視庁）。

注：圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの

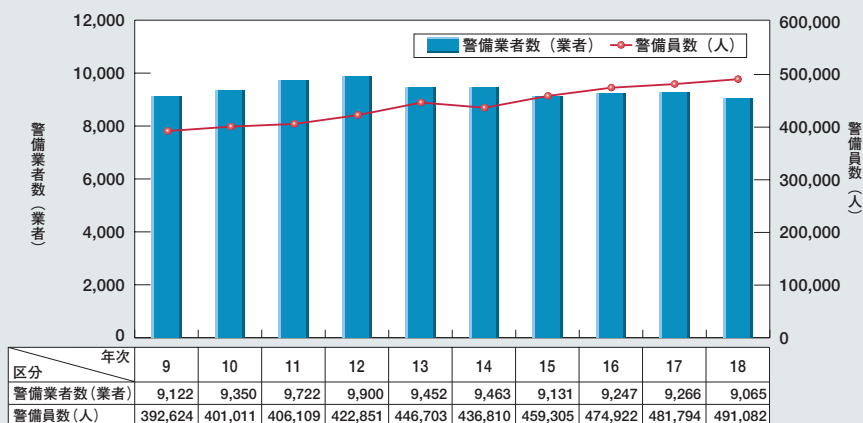
6 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業の業務は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、住宅の機械警備も普及拡大するなど、警備業は、民間の生活安全サービスとして定着している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、警備業者に対する指導監督を行い、不適正な業務を行う業者に対しては行政処分を行うことで、警備業務の実施の適正化を図っている。

図1-56 警備業者・警備員数の推移（平成9～18年）



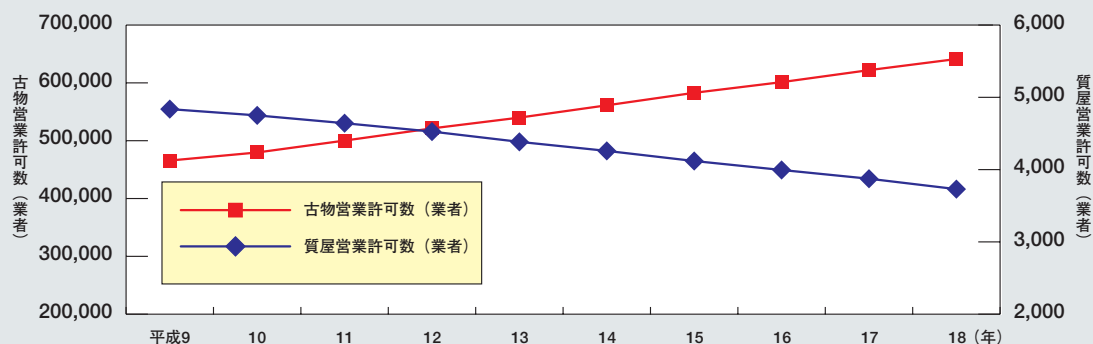
(2) 古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害回復

古物営業法及び質屋営業法では、古物商や質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目し、事業者には様々な義務付けをしている。

これらにより、盗品等の市場への流入が阻止されるとともに、いったん流入した盗品等が発見されやすくなり、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復が図られている。

また、古物商や古物市場主の関係団体は、営業所又は古物市場の管理者に対して、古物が不正品であるかどうかを判断できるようにするための講習を実施しており、警察では、講師の派遣等の協力を行っている。

図1-57 質屋営業・古物営業の許可数の推移（平成9～18年）



(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどにより、防犯設備の開発を支援している。

また、(社)日本防犯設備協会が運用している総合防犯設備士^(注1)と防犯設備士は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、防犯設備士等に対する研修を充実させるための支援を行っているほか、都道府県ごとに防犯設備士等の団体を設立するよう働き掛けている。

図1-58 防犯設備士の地域活動拠点



(4) 調査業に係る業務の適正化

探偵社、興信所等の調査業については、悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶たないことから、警察では、悪質な調査業者の取締り等を行うことにより、調査業に係る業務の適正化に取り組んでいる。調査業のうち探偵業^(注2)については、その業務の適正化を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が平成18年6月に制定され、19年6月から施行された。

図1-59 探偵業の業務の適正化に関する法律の概要

- 定義
探偵業等について定義（専ら報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを探偵業から除外）
- 欠格事由
暴力団員等を探偵業者から排除
- 届出制
都道府県公安委員会への届出制を導入
- 業務の適正化
基本原則の明定、違法目的調査の禁止、守秘義務の明定等
- 契約の適正化
重要事項の説明、調査結果の取扱い方法の定め明確化等
- 監督・罰則
報告及び立入検査、指示、営業の停止、必要な罰則の整備等



探偵業の業務の適正化に関する法律の広報用パンフレット

注1：総合防犯設備士とは、防犯設備士として通算3年以上の実務経験を有し、セキュリティに関する幅広い知識と経験、防犯設備士に対する育成・指導力等を有する者として、(社)日本防犯設備協会の認定試験に合格した者をいう。

注2：探偵業とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われる者を除く。

第4節 少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成18年中の刑法犯少年の検挙人員は3年連続で減少した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は9年連続で減少し、昭和47年以来34年ぶりの低い割合となった。しかしながら、同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は成人の5.7倍で、いまだ高い水準にある。

18年中の触法少年の補導人員は前年に比べ減少したものの、依然として高水準で推移している。不良行為少年の補導人員は前年に比べ増加し、14年以降100万人を超える状態が続いている。

- ・ 18年中の刑法犯少年の検挙人員・・・11万2,817人（前年比1万898人（8.8%）減）
- ・ 18年中の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合・・・29.4%（前年比2.6ポイント減）
- ・ 18年中の同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員・・・14.8人（前年比1.1人減）

図1-60 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移（昭和24～平成18年）

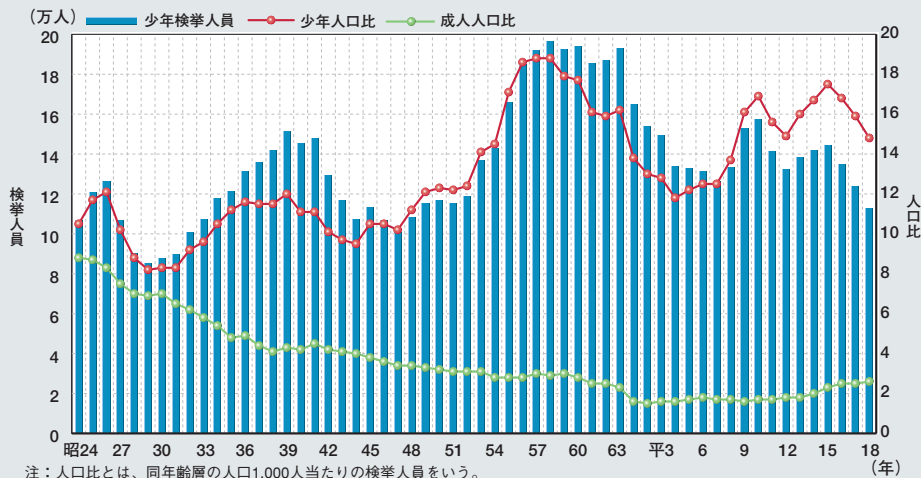


表1-24 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成9～18年）

区分	年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総数（人）		26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787
凶悪犯		167	182	173	174	165	144	212	219	202	225
粗暴犯		1,525	1,455	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467
窃盗犯		20,745	21,493	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945
知能犯		24	32	21	30	37	31	39	46	57	63
風俗犯		108	95	81	95	110	131	132	116	116	117
その他刑法犯		3,556	3,648	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970

表1-25 不良行為少年の補導人員の推移（平成9～18年）

区分	年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
補導人員（人）		814,202	928,947	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928
深夜はいかい		257,443	297,175	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732
喫煙		384,508	453,853	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079
その他		172,251	177,919	187,742	161,610	163,370	166,041	179,272	174,122	150,575	151,117

(2) 平成18年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成18年中に検挙した少年の数は表1-26のとおりであり、知能犯を除き、いずれも前年より減少した。一方、少年による重大な事件が続発し、社会の注目を集めた。

表1-26 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成9～18年）

区分	年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総数(人)		152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817
凶悪犯		2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170
粗暴犯		17,981	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817
窃盗犯		97,836	99,768	86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637
知能犯		628	715	561	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294
風俗犯		486	434	409	429	410	347	425	344	383	346
その他の刑法犯		33,631	36,950	36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553

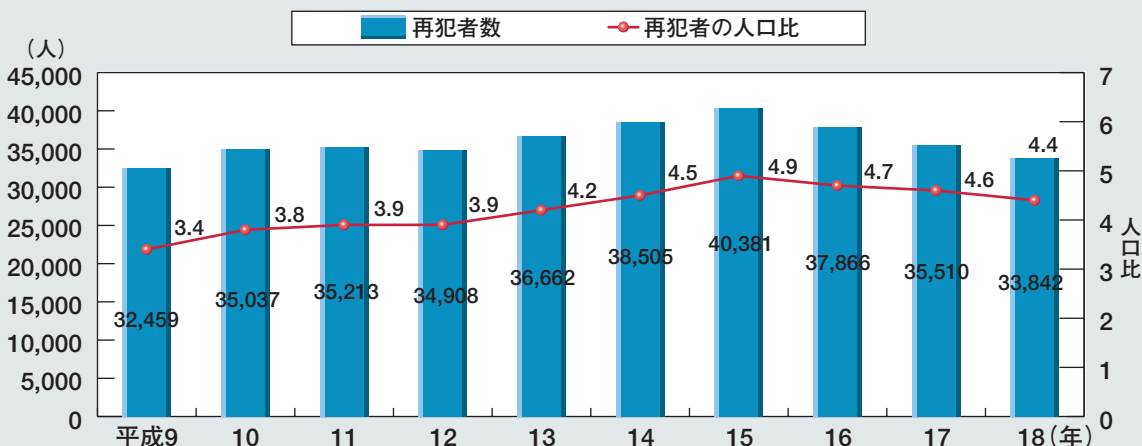
事例1 男子高校生（15）は、18年4月、ぱちんこ店の廃屋において、交際相手の女子中学生とトラブルになったことから、同女子中学生の頸部^{けいぶ}を絞め、頭部を棒で殴るなどして殺害した。同月、殺人罪で逮捕した（岐阜）。

事例2 男子高校生（16）は、18年6月、家族を殺害しようと企て、自宅に放火して全焼させ、就寝中の家族3人を殺害した。同月、現住建造物等放火罪及び殺人罪で逮捕した（奈良）。

② 再犯者

平成18年中の刑法犯少年の再犯者数は3年連続で減少した。また、再犯者の人口比^(注)も同様に減少しているが、成人の再犯者の人口比の4.0倍となっている。

図1-61 刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比の推移（平成9～18年）



注：同年齢層の人口1,000人当たりの再犯者数

2 総合的な少年非行防止対策

(1) 少年サポートセンターの活動

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注1)し、少年補導職員^(注2)を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行っている。

図1-62 少年サポートセンター



① 少年相談活動

少年や保護者からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

② 街頭補導活動

少年非行を抑止し、健全な育成を図るためには、非行に至らない不良行為の段階で適切に対処することが必要である。警察では、少年のい集する繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導、立直り支援等

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係その他の環境が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、面接、家庭訪問、社会奉仕活動や運動への参加を通じて立直りに向けた指導・助言を行っている。また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促している。

注1：平成19年4月1日現在、全国に192か所（うち警察施設以外66か所）の少年サポートセンターが設置されている。

注2：少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行うため、平成19年4月1日現在、全国に約1,100人の少年補導職員が配置されている。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

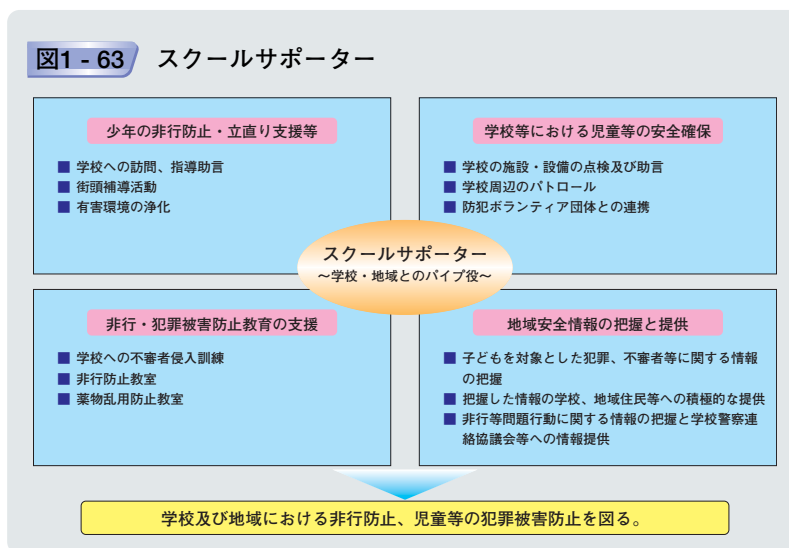
個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施している。

② 学校と警察との連絡

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、19年4月1日現在、42都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,100の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

スクールサポーター制度とは、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。19年4月1日現在、30都府県で導入され、約400人が配置されている。



(3) ボランティアとの連携

警察では、平成19年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助力員^(注2)約500人、少年指導委員^(注3)約6,700人等のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。



ボランティアによる街頭補導活動

(4) 少年事件対策

警察では、担当警察官の増強を進めるとともに、少年事件特別捜査隊等を編成し捜査員を集中投入するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、全都道府県の警察本部に少年事件捜査指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査が行われるよう、警察署等への指導を行っている。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

3 少年保護対策

(1) 少年の福祉を害する犯罪

警察では、児童に淫行^{いん}をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。特に、児童買春や児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ法を積極的に適用し、取締りを強化している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、平成18年11月、東南アジア4か国の捜査関係者、非政府組織（NGO）関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナーを開催し、各国の児童買春等の状況や取組みについて意見交換を行った。

図1-64 福祉犯の法令別検挙人員（平成18年）

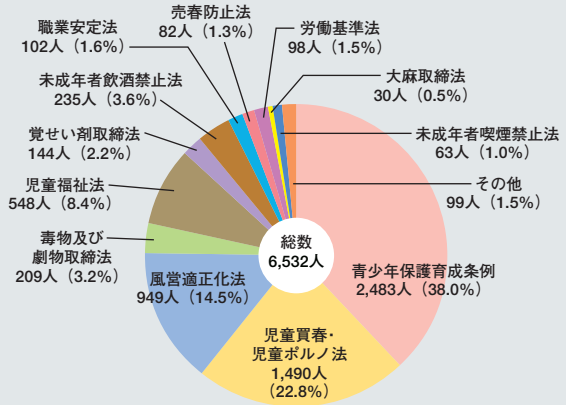


表1-27 福祉犯の被害少年の学職別状況

年次	区分	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
18年		7,258	13	4,789	72	1,895	2,758	64	705	1,751
	構成比	100.0	0.2	66.0	1.0	26.1	38.0	0.9	9.7	24.1
17年		7,627	5	4,927	58	2,063	2,758	48	681	2,014
	構成比	100.0	0.1	64.6	0.8	27.0	36.2	0.6	8.9	26.4
	増減数(人)	△369	8	△138	14	△168	0	16	24	△263
	増減率(%)	△4.8	160.0	△2.8	24.1	△8.1	0	33.3	3.5	△13.1

表1-28 児童買春・児童ポルノ法による検挙状況

年次	区分	件数						人員					
		計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
			うち出会い系サイト利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
18年		2,229	1,613	775	169	616	251	1,490	1,140	593	119	350	174
17年		2,049	1,579	654	219	470	136	1,336	1,024	495	129	312	110
	増減数(人)	180	34	121	△50	146	115	154	116	98	△10	38	64
	増減率(%)	8.8	2.2	18.5	△22.8	31.1	84.6	11.5	11.3	19.8	△7.8	12.2	58.2

(2) 暴力団等の影響の排除

警察では、暴力団やその周辺者が関与する福祉犯等の取締りを積極的に行うとともに、補導活動や少年事件の取扱いを通じて少年の暴力団等への加入状況の把握に努め、暴力団等からの離脱促進や新たな少年の暴力団等への加入阻止のための対策を推進している。

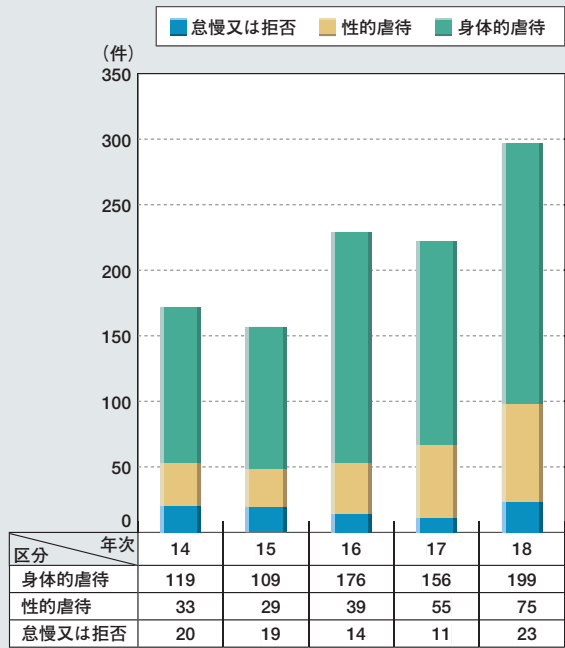
(3) 児童虐待対策

平成18年中の児童虐待事件の検挙件数は297件（前年比33.8%増）と、最近5年間で1.7倍に増加した。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命、身体の保護という警察の責務であることから、警察では、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命、身体保護のための措置を積極的に講ずることとしている。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講ずるなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等関係機関との連携の強化を図っている。

図1-65 児童虐待事件の態様別検挙状況（平成14～18年）



事例1 無職の男（25）及び無職の女（28）は、18年2月、長男が言うことを聞かないことに憤慨し、しつけと称し殴る蹴るなどの暴行を加え、さらに冷水を張った浴槽にこの長男を入れたまま放置した。この長男は、病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。同月、傷害罪で逮捕した（群馬）。

事例2 会社員の男（24）及び無職の女（23）は、18年5月、長男を軽自動車の後部座席に放置したまま、午前9時ころから午後2時ころにかけて、車を離れてパチスロ等に興じ、この長男を熱中症で死亡させた。同月、保護責任者遺棄致死罪で逮捕した（愛知）。

コラム 4 いじめによる被害対策

警察では、いじめの被害を受けた少年に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害少年の性格、環境、被害の原因や程度等に応じて、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施等の支援を行っている。また、少年相談窓口について、電話、ファックス、電子メール等様々な形で相談できる体制を整えるとともに、夜間、休日における対応の強化にも努め、いじめの被害を受けた少年等が相談しやすい環境の整備を進めている。

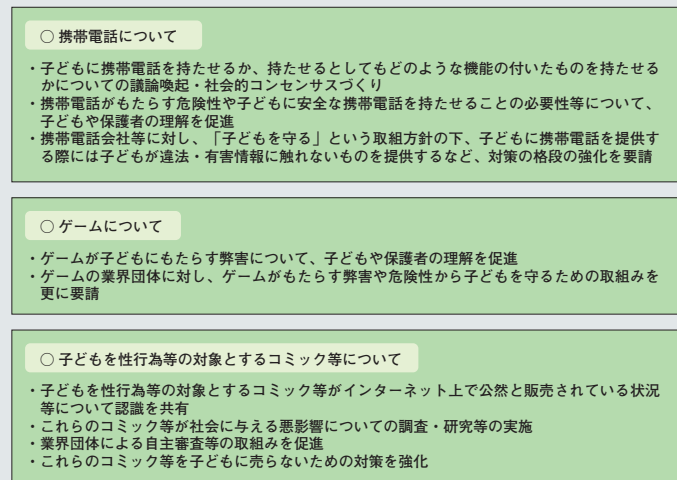
(4) 有害環境浄化活動

警察では、インターネット上の違法・有害情報に少年が触れることのないようにするため、啓発活動等様々な取組みを実施しているほか、性や暴力等に関する過激な情報を内容とするコンピュータソフト、ビデオ、雑誌等に関して、関係業界による自主的な措置が講じられるように働き掛けを行うとともに、悪質な業者に対する指導、取締りに努めている。また、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないようにするため、同様の対応をとっている。

コラム 5 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会

警察庁では、平成18年4月から、有識者等から成る「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、いわゆるバーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状及び問題点、今後の取組みの強化に向けた方向性等について検討し、同年12月、最終報告書を取りまとめた。現在、警察庁においては、総務省、文部科学省を始めとする関係省庁と共に、事業者、教育関係者等に対し、それぞれの立場での取組みを要請するなど、この報告書に沿った取組みを進めている。

図1-66 取組みの強化のための対策の方向性
(最終報告書より)



(5) 少年の犯罪被害への対応

平成18年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は30万9,104件であり、このうち凶悪犯は1,462件、粗暴犯は1万6,784件であった。

警察では、被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行っている。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図1-67 被害少年の支援活動

